

# 埼玉県議会時報

No. 293 / 令和6年6月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国埼玉県



## 目次

### 6月定例会

6月定例会会期日程	1
6月定例会の経過	2
議員顕彰	7
議席一覧表	8
会派構成	8
正副議長	8
委員会委員名簿	8
知事提案説明	11
説明者一覧	12
質疑質問	12
委員長報告	18
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	28
請願の審査結果	47
陳情受付状況	47
閉会中における特定事件一覧表	49
閉会中の委員会活動	50
議会日誌	63
請願案内・傍聴案内	

## 6月定例会のあらまし



議長 齊藤 邦明 副議長 松澤 正

令和6年6月定例会について、御報告いたします。

令和6年6月定例会を6月17日(月)から7月5日(金)まで開催しました。知事から議案6件、議員から議案14件がそれぞれ提出され、2月定例会から継続している議案1件を含め、計21議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「埼玉県税条例の一部を改正する条例」など4件を原案どおり可決、「第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について」1件を修正可決、「専決処分の承認を求めることについて」1件を承認、「埼玉県副知事の選任について」1件を同意としました。議員提出議案では、「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」など14件を原案どおり可決としました。

このほかに請願1件を審査し、不採択としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の6月10日(月)と会期中4日、計5日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

# 6 月 定 例 会

令和 6 年 6 月 定 例 会 会 期 日 程

自 6 月 17 日  
至 7 月 5 日 19 日間

日 次	月 日	曜	開会時刻	摘 要
第 1 日	6 月 17 日	月	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第 2 日	6 月 18 日	火		議案調査
第 3 日	6 月 19 日	水		〃
第 4 日	6 月 20 日	木		〃
第 5 日	6 月 21 日	金	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第 6 日	6 月 22 日	土		休日休会
第 7 日	6 月 23 日	日		〃
第 8 日	6 月 24 日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第 9 日	6 月 25 日	火	〃	〃
第 10 日	6 月 26 日	水	〃	〃
第 11 日	6 月 27 日	木	〃	〃 議案及び請願の委員会付託
第 12 日	6 月 28 日	金		議案調査
第 13 日	6 月 29 日	土		休日休会
第 14 日	6 月 30 日	日		〃
第 15 日	7 月 1 日	月		委員会
第 16 日	7 月 2 日	火		〃 ・ 議案調査
第 17 日	7 月 3 日	水		〃 (特別)
第 18 日	7 月 4 日	木		議案調査
第 19 日	7 月 5 日	金	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

# 6月定例会の経過

■ 6月10日(月)

## 代表者会議

午後0時40分開会

- 1 埼玉県議会議員表彰の概要及び伝達式等について、総務課長から説明し、了承。
- 2 令和6年度ハラスメント防止研修会の開催について、議長から説明。
- 3 令和6年度訓練の実施について、議長から説明し、了承。
- 4 図書室だよりの発行について、図書室長から説明し、了承。

午後0時50分閉会

## 議運日誌



議会運営副委員長  
渡 辺 大



議会運営委員長  
宇田川 幸 夫



議会運営副委員長  
安 藤 友 貴

午後2時開会

- 1 6月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自 民	1	2	2	2	3	10
民主フォーラム	1			1		2
公 明	1					1
県 民		1				1
共 産 党			1			1
改 革						
無 所 属						
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、開会日前日に当たる6月14日(金)の正午までとすることを了承。
- 5 6月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、6月17日から7月5日までの19日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとすることを確認。

- 7 埼玉県議会議員表彰内規に基づく議員表彰(小島信昭議員)は、開会日の本会議冒頭に行うことを了承。
  - 8 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
  - 9 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表についての変更を了承。
  - 10 聴覚障害者等に配慮した以下の2点の取組について、本定例会から実施することを了承。
    - (1) 音声認識ソフト「UDトーク」により、本会議等における審議の音声を即時に文字起こしし、傍聴席における大型モニタに字幕表示する。
    - (2) 本会議のインターネットライブ中継において、AIにより生成された字幕をライブ配信する。
- 午後2時19分閉会

■ 第1日〔6月17日(月)〕

## 代表者会議

午前9時開会

- 1 知事追加提出議案(人事議案)について、知事から説明。

午前9時2分閉会

## 議運日誌

午前9時30分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。
- 2 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。その結果は次のとおりである。

月日(曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
6月21日(金)	1	50	藤井 健志	自 民	一問一答
	2	61	町田 皇介	民主フォーラム	一 括
	3	75	萩原 一寿	公 明	一 括
6月24日(月)	1	22	林 薫	自 民	一問一答
	2	31	八子 朋弘	県 民	一問一答
	3	20	金子 裕太	自 民	一問一答
6月25日(火)	1	18	松本 義明	自 民	一問一答
	2	29	城下のり子	共 産 党	一問一答
	3	5	森 伊久磨	自 民	一問一答
6月26日(水)	1	38	松井 弘	自 民	一 括
	2	11	泉津井京子	民主フォーラム	一 括
	3	34	阿左美健司	自 民	一 括
6月27日(木)	1	41	関根 信明	自 民	一問一答
	2	62	岡田 静佳	自 民	一問一答
	3	66	小久保憲一	自 民	一問一答

- 3 意見書・決議案について、各会派から提出するのは、件名を質疑質問の中日・6月25日(火)、案文を質疑質問の最終日・6月27日(木)、それぞれ午後5時まで議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長

に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・7月5日(金)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

4 埼玉県議会議員表彰について、過去の例に倣い、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝意を述べるという形で行うことを了承。

5 効率的な議会運営について、次のとおり決定し、本定例会から実施することを了承。また、これらに係る先例の変更を了承。(7ページ参照)

(1) 議員の呼称について、質疑・質問において2回目以降に登壇する場合、議長は「氏 議員」と呼称する。

(2) 執行部の呼称について、質疑・質問に対する答弁において、一人の質疑・質問者に対して2回目以降に登壇する場合、議長は「職名」と呼称する。

(3) 自席での答弁について、一問一答式で行われる質疑・質問について、執行部において知事を除く答弁を求められた者は、議長の許可を得た後、自席で答弁を行う。

なお、このことにより待機席を廃止し、県民生活部長の席から順次詰めることを了承。

6 本日の議事日程を確認。

7 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時40分散会

### 〔本 会 議〕

本日招集の令和6年6月定例会は、午前10時に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

山崎 達也	副 知 事
長峰 宏 芳	選挙管理委員会委員
尾前 健 三	選挙管理委員会委員
菅 克 己	選挙管理委員会委員
西山 淳 次	選挙管理委員会委員
小笠原 薫 子	監 査 委 員
佐藤 久仁恵	公安委員会委員
武田 ちあき	公安委員会委員
石井 貴 司	環 境 部 長
細野 正	福 祉 部 長
吉澤 隆	県土整備部長
伊田 恒 弘	都市整備部長
岩崎 寿美子	会 計 管 理 者
板東 博 之	公営企業管理者
北田 健 夫	下水道事業管理者

が就任の挨拶を行った。

次に、

82番 梅 澤 佳 一 議員

83番 中屋敷 慎 一 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から7月5日までの19日間とすることに決定された。

次に、小島信昭議員の永年の功労を、決議をもって表彰することと決定した後、表彰状の朗読が行われ、受賞者が挨拶を行った。

次に、諸報告に入り、

- 1 2月定例会において可決した意見書の処理結果
- 2 一般会計継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越し繰越
- 3 特別会計継続費通次繰越
- 4 公営企業会計継続費通次繰越、予算繰越
- 5 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 6 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
- 7 現金出納検査結果(令和6年2月分～4月分)
- 8 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案5件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時開会 午前10時26分散会

出席議員91人 欠席議員1人

(令和6年6月17日現在在職議員92人)

### ■ 第2日〔6月18日(火)〕

議案調査

### ■ 第3日〔6月19日(水)〕

議案調査

### ■ 第4日〔6月20日(木)〕

議案調査

### ■ 第5日〔6月21日(金)〕

#### 議 運 日 誌

午前9時28分開会

- 1 本日の議事日程を確認。
- 2 自民から、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、条例案の概要を配布し、この件について、今後の議運で協議することを了承。

午前9時33分散会

### 〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、本定例会に提出された請願1件の報告が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

50番 藤 井 健 志 議員(自民)

61番 町田 皇介 議員（民主フォーラム）  
75番 萩原 一寿 議員（公明）  
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時56分休憩  
午後1時再開 午後1時56分休憩  
午後2時9分再開 午後2時20分休憩  
午後3時再開 午後3時57分休憩  
午後4時8分再開 午後4時24分散会  
出席議員91人 欠席議員1人

■ 第6日〔6月22日（土）〕

休日休会

■ 第7日〔6月23日（日）〕

休日休会

■ 第8日〔6月24日（月）〕

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が  
続行された。

この日は、

22番 林 薫 議員（自民）  
31番 八子 朋弘 議員（県民）  
20番 金子 裕太 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時57分休憩  
午後1時再開 午後2時休憩  
午後3時再開 午後3時55分休憩  
午後4時5分再開 午後4時11分散会  
出席議員91人 欠席議員1人

■ 第9日〔6月25日（火）〕

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が  
続行された。

この日は、

18番 松本 義明 議員（自民）  
29番 城下 のり子 議員（共産党）  
5番 森 伊久磨 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時34分休憩  
午前10時51分再開 午前11時14分休憩  
午後1時再開 午後1時56分休憩  
午後2時7分再開 午後2時18分休憩  
午後3時再開 午後3時56分散会  
出席議員91人 欠席議員1人

■ 第10日〔6月26日（水）〕

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が  
続行された。

この日は、

38番 松井 弘 議員（自民）  
11番 泉津井 京子 議員（民主フォーラム）  
34番 阿左美 健司 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時54分休憩  
午後1時再開 午後1時53分休憩  
午後3時再開 午後4時散会  
出席議員90人 欠席議員2人

■ 第11日〔6月27日（木）〕

議運日誌（第1回）

午前9時29分開会

- 議案（第77号議案～第81号議案）及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 去る6月21日（金）の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。
  - 案文及び提案者を確認。
  - 議第16号議案は提案者を代表して35番高橋稔裕議員が提案説明を行うことを了承。
  - 議案の上程及び提案説明は一般質問1人目終了後、議案に対する質疑は一般質問3人目終了後に行うことを了承。
  - 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
    - 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
    - 質疑時間は1人5分以内
    - 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
    - 発言順序は多数会派順
    - 発言通告書の提出期限は、議案の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 各会派から提出された意見書案の件名を確認。
- 埼玉県浦和競馬組合議会から、同組合議会議員4名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後の議運で選挙の方法等について協議することを了承。
- 次の本会議休憩までの議事日程を確認。  
午前9時33分休憩

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県南西部地域振興センターほか207か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

41番 関根 信明 議員（自民）

が登壇した。

次に、議員から提出された議第16号議案の報告、上程がなされ、35番高橋稔裕議員（自民）が提案説明を

行い、午前11時20分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後 0 時 15 分再開

1 議第16号議案について

- (1) 質疑はないことを確認。
- (2) 付託表のとおり環境農林委員会に付託することを了承。

2 今後の議事日程を確認。

午後 0 時 16 分散会

〔本 会 議〕

午後 1 時、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

62番 岡 田 静 佳 議員 (自民)

66番 小久保 憲 一 議員 (自民)

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、議第16号議案に対する質疑はなく、本定例会に提出された第77号議案～第81号議案及び議第16号議案並びに請願が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時53分休憩

午前11時 4 分再開 午前11時20分休憩

午後 1 時再開 午後 2 時 3 分休憩

午後 3 時再開 午後 3 時57分散会

出席議員91人 欠席議員 1 人

■ 第12日〔6月28日(金)〕

議案調査

■ 第13日〔6月29日(土)〕

休日休会

■ 第14日〔6月30日(日)〕

休日休会

■ 第15日〔7月1日(月)〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日〔7月2日(火)〕

〔委員会〕・議案調査

■ 第17日〔7月3日(水)〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日〔7月4日(木)〕

議案調査

■ 第19日〔7月5日(金)〕

議 運 日 誌 (第 1 回)

午前 9 時 30 分開会

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
- 2 討論を行いたい旨の申出があった請願 1 件について協議した結果、討論は行わないことを決定。
- 3 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
- 4 調整後の意見書案の件名を確認。
- 5 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、指名推選の方法で行うこと及び会派別配分を自民 2、民主フォーラム 1、公明 1 とすることを了承。なお、次の本会議休憩中に、議員を推薦する会派から候補者を報告することを確認。  
また、選挙の日程は全ての議案の採決後とすることを了承。
- 6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前 9 時 34 分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、各常任委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、第52号議案、第77号議案～第81号議案及び議第16号議案並びに請願が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

松 井 弘	企 画 財 政	委 員 長
関 根 信 明	総 務 県 民 生 活	委 員 長
宮 崎 吾 一	環 境 農 林	委 員 長
逢 澤 圭 一 郎	福 祉 保 健 医 療	委 員 長
鈴 木 正 人	産 業 労 働 企 業	委 員 長
小 川 直 志	県 土 都 市 整 備	委 員 長
阿 左 美 健 司	文 教	委 員 長
柿 沼 貴 志	警 察 危 機 管 理 防 災	委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長の審査経過及び結果報告に入り、

浅 井 明	自然再生・循環社会対策	特別委員長
藤 井 健 志	地方創生・行財政改革	特別委員長
吉 良 英 敏	公社事業対策	特別委員長
岡 田 静 佳	少子・高齢福祉社会対策	特別委員長
美 田 宗 亮	経済・雇用対策	特別委員長
木 下 博 信	危機管理・大規模災害対策	特別委員長
細 田 善 則	人材育成・文化・スポーツ振興	特別委員長

が順次登壇し、午前 11 時 19 分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後 2 時再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 議案に対する討論について、次のとおり確認。  
(1) 29番城下のり子議員(共産党)が、第52号議案の修正案及び第52号議案の修正部分を除く原案に

対し反対の立場から討論を行う。

(2) その他の議案に対する討論はない。

3 議案及び請願の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
1 議案	
(1)第52号議案の修正案	自民、公明、県民、無所属(諸井、江原、松下)は可決に賛成、民主フォーラム、共産党、改革は可決に反対
(2)第52号議案(修正部分を除く。)	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属(諸井、江原、松下)は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(3)第77号議案～第81号議案及び議第16号議案	各党派、無所属(諸井、江原、松下)とも原案可決・承認に賛成
2 請願 議請第2号	自民、公明、県民、無所属(諸井、江原、松下)は不採択に賛成、民主フォーラム、共産党、改革は不採択に反対

4 知事追加提出議案(人事議案)について

(1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。

(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第82号議案	各党派、無所属(諸井、江原、松下)とも同意に賛成

5 議員提出議案について

(1) 意見書案13件の案文及び提案者を確認。

(2) 各議案とも提案説明はないことを確認。

(3) 各議案とも質疑はないことを確認。

(4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。

(5) 議案に対する討論について次のとおり確認。

ア 28番伊藤はつみ議員(共産党)が、議第27号議案～議第29号議案に対し反対の立場から討論を行う。

イ その他の議案に対する討論はない。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第27号議案～議第29号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属(諸井、江原、松下)は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)議第17号議案～議第26号議案	各党派、無所属(諸井、江原、松下)とも原案可決に賛成

6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、各党派から推薦された候補者を了承。

7 今後の議事日程を確認。

8 執行部より、埼玉の偉人である渋沢栄一翁の肖像が描かれた新一万円札が去る7月3日から発行されたことをとらえ、県としてPRを行っていくうえで、知事が議場で渋沢栄一翁のトレードマークであるシルクハットを着用したい旨の申出とともに、その際、

議長も同様にシルクハットを着用されたい旨の依頼があり、議長が特別に許可した。

9 9月定例会の会期予定案について、9月25日(水)～10月16日(水)の日程で執行部と調整中である旨を報告。午後2時6分閉会

### 〔本 会 議〕

午後2時30分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

29番 城 下 のり子 議員(共産党)

が討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、

原案可決 5件

修正可決 1件

承認 1件

請願については、

不採択 1件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第82号議案の報告、上程がなされ、即決の結果、同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第17号議案～議第29号議案(意見書案13件)の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

28番 伊 藤 はつみ 議員(共産党)

が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙が指名推選の方法により行われ、その結果、

41番 関 根 信 明 議員(自民)

42番 深 谷 顕 史 議員(公明)

60番 白 根 大 輔 議員(民主フォーラム)

81番 新 井 一 徳 議員(自民)

がそれぞれ当選し、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後2時51分、令和6年6月定例会は閉会した。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時54分休憩

午前11時4分再開 午前11時19分休憩

午後2時30分再開 午後2時51分閉会

出席議員91人 欠席議員1人

(令和6年7月5日現在在職議員92人)

### ■ 会 期

6月17日(月)～7月5日(金)19日間

会期延長なし

### ■ 議決結果



議決件数 21件 (うち議員提出のもの14件)  
 原案可決 18件  
 修正可決 1件  
 同意 1件  
 承認 1件  
 請願件数 1件  
 不採択 1件

## 議員顕彰

永年勤続 (24年)



小島 信昭 議員



### 埼玉県議会先例の変更

【変更前】	【変更後】
<p>12 議長が、会議において議員に登壇を求めるとき又は登壇を許可するときは、「○番」「○○(氏名)議員」と議席番号及び氏名を呼称する例である。</p> <p>なお、常任委員長等として、登壇を求めるとき又は登壇を許可するときは、「○○(氏名)職名」と呼称する例である。            (議運決定 平成18.12.14)</p>	<p>ただし、<u>質疑・質問において2回目以降に登壇する場合、「○○(氏)議員」と呼称する。</u>            (議運決定 令和6.6.17)</p>
<p>13 議長が、会議において知事等の登壇を要求するとき又は登壇を許可するときは、「○○(氏名)職名」と呼称する例である。            (議運決定 平成6.6.16)</p>	<p>なお、<u>質疑・質問に対する答弁において一人の質疑・質問者に対して2回目以降に登壇する場合、「職名」と呼称する。</u>            (議運決定 令和6.6.17)</p>
<p>【新設】</p>	<p>【自席答弁】</p> <p>135 一問一答式で行われる<u>質疑・質問について、執行部において知事を除く答弁を求められた者は、議長の許可を得た後、自席で答弁を行う例である。</u>  <u>なお、自席での答弁は登壇して行ったものとみなす。</u>            (議運決定 令和6.6.17)</p>

# 議席一覽表

(6.7.5現在)

78 小川 (真)	79 齊藤	80 武内	81 新井 (一)	82 梅澤	83 中屋敷	84 神尾	85 高橋 (政)	86 田村	87 鈴木 (正)	88 小島	89 小谷野	90 塩野	91 蒲生	92 木村	93 田並
62 岡田	63 細田	64 永瀬	65 日下部	66 小久保	67 立石	68 新井 (豪)	69 荒木	70 岡地	71 白土	72 渡辺 (大)	73 宇田川	74 権守	75 萩原	76 山根	77 水村
46 石川	47 井上	48 諸井	49 木下	50 藤井	51 美田	52 吉良	53 松澤	54 浅井	55 飯塚	56 横川	57 内沼	58 橋詰	59 安藤	60 白根	61 町田
30 平松	31 八子	32 松坂	33 杉田	34 阿左美	35 高橋 (稔)	36 逢澤	37 千葉	38 松井	39 高木	40 官崎	41 関根	42 深谷	43 小川 (寿)	44 武田	45 中川
13 金野	14 岡村	15 江原	16 渋谷	17 東山	18 松本	19 保谷	20 金子	21 尾花	22 林	23 柿沼	24 小川 (直)	25 戸野部	26 野本	27 細川	28 伊藤
	1 松野	2 松下	3 柴	4 渡辺 (聡)	5 森	6 鈴木 (ま)				7 長峰	8 須賀	9 小早川	10 小森	11 泉津井	12 山崎
															29 城下

## 演壇

## 会派構成

自由民主党	57人
埼玉民主フォーラム	12人
公明党	9人
無所属県民会議	7人
日本共産党	3人
無所属改革の会	1人
無所属	3人
計	92人

## 正副議長

議長 齊藤 邦明

副議長 松澤 正

(6.7.5現在)

## 委員会委員名簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

### 議会運営委員会委員

### 図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委員
議会運営 (17)	◎宇田川 幸夫 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民) ○安 藤 友貴 (公 明)	伊藤はつみ (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		逢澤圭一郎 (自 民)
		千葉 達也 (自 民)
		深谷 顕史 (公 明)
		吉良 英敏 (自 民)
		細田 善則 (自 民)
		立石 泰広 (自 民)
		荒木 裕介 (自 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		水村 篤弘 (民主7+7)
		中屋敷慎一 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)
		木村 勇夫 (民主7+7)

委員会名 (定数)	正副委員長	委員
図書室 (14)	◎高 橋 稔 裕 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	渋谷真実子 (自 民)
		林 薫 (自 民)
		野本 怜子 (民主7+7)
		伊藤はつみ (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		深谷 顕史 (公 明)
		美田 宗亮 (自 民)
		浅井 明 (自 民)
		白根 大輔 (民主7+7)
		白土 幸仁 (自 民)
小川真一郎 (自 民)		
小島 信昭 (自 民)		

## 常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	松下 昌代 (無所属) 渡辺聡一郎 (自 民) 野本 怜子 (民主7+7ム) 木下 博信 (自 民) 白根 大輔 (民主7+7ム) 細田 善則 (自 民) 武内 政文 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○高 橋 稔 裕 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 長峰 秀和 (自 民) 城下のり子 (共産党) 平松 大佑 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 町田 皇介 (民主7+7ム) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
環境農林 (11)	◎宮 崎 吾 一 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	鈴木まさひろ (自 民) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 松澤 正 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7ム)
福 祉 保健医療 (12)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	小早川一博 (公 明) 泉津井京子 (民主7+7ム) 松本 義明 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 井上 航 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (民主7+7ム) 小久保憲一 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)

産業労働 企 業 (12)	◎鈴 木 正 人 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 江原くみ子 (無所属) 東山 徹 (自 民) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7ム) 浅井 明 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 木村 勇夫 (民主7+7ム)
県土都市 整 備 (12)	◎小 川 直 志 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	須賀 昭夫 (自 民) 小森 克己 (民主7+7ム) 尾花 瑛仁 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 中川 浩 (改 革) 横川 雅也 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 岡地 優 (自 民) 山根 史子 (民主7+7ム) 高橋 政雄 (自 民)
文 教 (11)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○高 木 功 介 (自 民)	森 伊久磨 (自 民) 山崎すなお (共産党) 林 薫 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (民主7+7ム) 吉良 英敏 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 武田 和浩 (民主7+7ム) 岡田 静佳 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

## 特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎浅 井 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	森 伊久磨 (自 民) 小森 克己 (民主7+7ム) 江原くみ子 (無所属) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7ム) 平松 大佑 (県 民) 杉田 茂実 (自 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 野本 怜子 (民主7+7ム) 松坂 喜浩 (県 民) 阿左美健司 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (民主7+7ム) 日下部伸三 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 山崎すなお (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 高木 功介 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 小久保憲一 (自 民) 山根 史子 (民主7+7ム) 水村 篤弘 (民主7+7ム) 小島 信昭 (自 民)

少 子 ・ 高齡福祉 社会対策 (13)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○永 瀬 秀 樹 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 松本 義明 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 高橋 稔裕 (自 民) 小川 寿士 (民主7+7ム) 中川 浩 (改 革) 武内 政文 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7ム)
経 済 ・ 雇用対策 (13)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	小早川一博 (公 明) 金子 裕太 (自 民) 林 薫 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 松井 弘 (自 民) 武田 和浩 (民主7+7ム) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 新井 豪 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民)
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎木 下 博 信 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	渡辺聡一郎 (自 民) 東山 徹 (自 民) 小川 直志 (自 民) 城下のり子 (共産党) 関根 信明 (自 民) 井上 航 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 木村 勇夫 (民主7+7ム)
人材育成・ 文 化 ・ スポーツ 振 興 (13)	◎細 田 善 則 (自 民) ○内 沼 博 史 (自 民)	松下 昌代 (無所属) 鈴木 まさひろ (自 民) 泉津井京子 (民主7+7ム) 金野 桃子 (県 民) 柿沼 貴志 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 町田 皇介 (民主7+7ム) 岡地 優 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 小川真一郎 (自 民) 鈴木 正人 (自 民)

## 知事

### 提案説明



## 知事 大野元裕

本日ここに6月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、我が国経済については今年の春季労使交渉を通じた賃上げが平成3年以来33年ぶりの高水準となり、企業の設備投資も史上最高水準にあるなど、先行きに前向きな動きがみられています。

一方で、令和6年能登半島地震や一部自動車メーカーの認証取得をめぐる不正による車の生産・出荷の停止など、景気の動きによるものとは言えない特殊要因の影響もあり、今年1月から3月までの実質GDP成長率の2次速報値は前期からマイナス0.5%と2期ぶりのマイナス成長となりました。

こうした中、6月11日に開催された経済財政諮問会議では経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針の原案について議論が行われました。

今年度の骨太方針の原案では、経済の前向きな動きを中小企業や地方経済において実現し、人口減少・少子化が進む中でも持続可能な経済社会を構築することなどが課題とされ、物価上昇を上回る賃上げの定着や価格転嫁対策、人手不足対策などの基本方針が盛り込まれております。

本県においても、生産年齢人口の減少や2024年問題による人手不足を喫緊の課題として産・官・学・金・労により設置した「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において、新たに「人手不足対策分科会」を設置し重点的に検討していくこととしました。また、価格転嫁の円滑化や中小企業の業態転換、適切な人材の育成・確保といった構造的な課題への対応状況などについても議論を進めてまいります。

今後も経済情勢や国の動向、県民・県内事業者の置かれている状況などを十分注視し、県として対策を講じる必要が生じた場合には、迅速に対応していきます。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

第77号議案「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人を見直すとともに、軽油引取税について免税軽油制度の対象としている船舶のうち、専らレクリエーションの用に供する自家用船舶、いわゆる「プレジャーボート」を適用対象から除外するものなどでございます。

第81号議案は、川口特別支援学校中央棟新築工事の工事請負契約の締結に係るものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

6月定例会における地方自治法第121条  
第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山本悟司
副知事	山崎達也
企画財政部長	中山貴洋
総務部長	三須康男
県民生活部長	島田繁
危機管理防災部長	犬飼典久
環境部長	石井貴司
福祉部長	細野正
保健医療部長	表久仁和
産業労働部長	目良聡
農林部長	横塚正一
県土整備部長	吉澤隆
都市整備部長	伊田恒弘
会計管理者	岩崎寿美子
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
教育長	日吉亨
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	池本誠司
同事務局長	唐橋竜一
公安委員会委員長	加村啓二
警察本部長	鈴木基之
同総務部長	上條浩一
労働委員会会長	青木孝明
同事務局長	山本好志
監査委員	間嶋順一
監査委員	小笠原薫子
同事務局長	西村朗
収用委員会会長	久保村康史
内水面漁場管理委員会会長	岡本信明

## 質 疑 質 問

6月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党10人、民主フォーラム2人、公明党1人、無所属県民会議1人、共産党1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

### 一般質問

6月21日

自	民	藤井健志	議員
民主フォーラム		町田皇介	議員
公	明	萩原一寿	議員

6月24日

自	民	林	薫	議員
県	民	八子朋弘		議員
自	民	金子裕太		議員

6月25日

自	民	松本義明	議員	
共	産	党	城下のり子	議員
自	民	森	伊久磨	議員

6月26日

自	民	松井弘	議員
民主フォーラム		泉津井京子	議員
自	民	阿左美健司	議員

6月27日

自	民	関根信明	議員
自	民	岡田静佳	議員
自	民	小久保憲一	議員

自由民主党

## 藤井健志議員



- 1 東京一極集中について
  - (1) 税財源の偏在について
  - (2) 東京都との今後の連携について
- 2 女性に選ばれる環境づくりについて
  - (1) 男女賃金格差について
  - (2) 働く環境の改善について
  - (3) 女性のデジタル人材育成推進事業について
  - (4) IT企業の誘致について
- 3 公共調達における県内事業者の育成について
- 4 人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）について
  - (1) 周知啓発活動の強化について
  - (2) 人生の最終段階における医療提供体制の整備について
- 5 受動喫煙防止策の推進について
- 6 大宮スーパー・ボールパーク構想について
  - (1) 体制構築について
  - (2) にぎわいの核と大宮双輪場について
  - (3) 大宮双輪場について
- 7 見沼代用水の管理道路について

民主フォーラム

## 町田皇介議員



- 1 教員の負担軽減、人材確保策について
  - (1) 教員の未配置・未補充を解消するための方策について
  - (2) 適正な旅費の積算、支払いについて
  - (3) 教員の業務におけるDX、タスク・トランスフォーメーションの取組について
- 2 特別支援学校の児童生徒への支援について
  - (1) 不登校等長期欠席者への学びの保障について
  - (2) 通学における送迎支援について
- 3 上尾運動公園東エリアを含むスポーツ科学拠点施設の整備について
  - (1) 事業者選定に向けた取組について
  - (2) 地元自治体等との連携について

- 4 訪問介護の基本報酬引下げについて
- 5 私立幼稚園への持続可能な支援の在り方について
- 6 シラコバト団地まちづくりプロジェクトについて
- 7 地元問題について
  - (1) 原市沼調節池の整備について
  - (2) 第二産業道路の整備について
  - (3) 都市計画道路伊奈中央線の整備について

公明党

## 萩原一寿議員



- 1 若者の働き方と雇用環境の改善について
- 2 給食費の無償化について
- 3 孤独・孤立者支援について
- 4 外国人人材の労働相談について
- 5 外国人の日本語教育について
- 6 災害対策について
  - (1) 緊急輸送道路沿道の民間建築物における耐震化について
  - (2) 住宅における耐震化について
  - (3) 県立学校体育館の空調設備について
- 7 脊髄損傷患者に対する再生医療について
- 8 福祉タクシー券について
- 9 (仮称)川口北警察署について

自由民主党

## 林 薫 議員



- 1 地方自治法の改正について
- 2 都道府県こども計画について
- 3 高い学習意欲を引き出す新しい教育施策について
  - (1) 「教科等横断的な学び」や「探究的な学び」について
  - (2) 生徒一人ひとりの「個別最適な学び」について
- 4 消滅可能性自治体について
  - (1) 「自立持続可能性自治体」の成功事例について
  - (2) その他の好事例について
  - (3) 好事例の横展開について
- 5 埼玉県庁の人事戦略について
  - (1) 若手職員の退職者数の現状とその認識について

- (2) 採用に関する現状とその認識について
- (3) 民間との競合を踏まえた人事戦略について
- 6 空き家対策について
  - (1) 県による市町村支援について
  - (2) 不動産所有者への情報発信について
- 7 中小企業振興策について
  - (1) 産業振興政策の基礎データとその収集方法について
  - (2) 「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」について
    - ア 運営事業者の選定について
    - イ コミュニティマネージャーについて
  - (3) 強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議に関連して
    - ア 人手不足の問題について
      - (7) シニア人材の定義について
      - (イ) シニア人材の活躍支援について
    - イ 価格転嫁について
      - (7) 価格交渉に関する伴走型支援の現状について
      - (イ) B to C企業に対する支援について
      - (ウ) サービス業に対する支援について
  - (4) 県制度融資における経営者保証について
    - ア 個人保証のない融資の現状について
    - イ 経営者に対する制度の周知について
- 8 一灯点滅式信号機の撤去について

- カ 男女別学校を選択する理由の事例について
- キ 男女別学校の歴史や伝統の尊重について
- ク 男女別学校の教育的効果について
- (5) 宮城県、栃木県の事例について
- (6) 各校に対する意見聴取について
  - ア 男女別学校関係者に対する意見聴取について
  - イ 男女共学校関係者に対する意見聴取について
- (7) アンケートの結果について
- (8) この問題に対するネット上のコメントや傾向について
- (9) 知事の所感について
- 2 特別支援学校の過密化、老朽化の解消について
- 3 不登校をめぐる施策について
  - (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員について
  - (2) 管理職への研修について
  - (3) 不登校児童生徒の健康診断について
- 4 社会保険労務士による学校における出前講座について
  - (1) 出前講座の意義について
  - (2) 出前講座を増やしていく事について
- 5 地元問題
  - (1) 富士見上南畑地区産業団地の進捗状況について
  - (2) 水谷調節池の進捗状況について
  - (3) 国道254号バイパスの全線開通に向けた見通しについて
    - ア 和光富士見バイパスの進捗状況と今後の見通しについて
    - イ 和光バイパスの進捗状況と今後の見通しについて
  - (4) 都市計画道路水子鶴馬通線の進捗状況について

無所属県民会議

八子 朋 弘 議員



- 1 県立男女別学校の維持について
  - (1) 苦情の申立人について
  - (2) 勧告について
    - ア 苦情処理機関が受け付ける申し出について
    - イ 苦情処理委員の調査、勧告について
    - ウ 5月に修正された勧告の内容について
    - エ 「男女共学その他の種類の教育」とは何か
    - オ 「男女共学その他の種類の教育」の欠落について
    - カ 苦情処理機関のあり方について
  - (3) 管理職や教職員の数の格差の是正について
  - (4) 男女別学校を維持すべき理由について
    - ア 男女別学校の役割、意義、成果について
    - イ 高額な私学助成から考える公立男女別学校の共学化について
    - ウ 公立高校の建学の精神について
    - エ 学費面における多様な学校選択の保障について
    - オ 様々な希望を持つ中学生の多様な学校選択の保障について

自由民主党

金子 裕 太 議員



- 1 こどもまんなか社会実現に向けて
  - (1) こどもの居場所確保について
    - ア 目標値について
    - イ 主催者支援について
  - (2) 宿泊を伴うこどもの居場所推進について
  - (3) こどもへの意見聴取について
    - ア 意見聴取への取組について
    - イ 意見聴取のスペシャリスト育成について
- 2 ICT教育について
  - (1) 校務支援システムの県内統合について
  - (2) ネットワークの共同調達について



- (3) ICT教育におけるビジョン策定の進捗は
- 3 地域の足を確保するための自動運転技術の早期実証について
- 4 医療DXへの対応について
- 5 高齢化社会への対応について
  - (1) 訪問介護事業者への支援について
    - ア 訪問介護事業者への支援拡大について
    - イ 外国人の訪問介護解禁について
  - (2) 高齢者等終身サポート事業について
- 6 インバウンド促進について
  - (1) アドベンチャーツーリズムの推進について
  - (2) インバウンド受入体制の醸成について
- 7 地元問題について
  - (1) 県道東松山鴻巣線、荒川に架かる御成橋の4車線化について
    - ア 都市計画変更に向けた事務手続きと完了見込みについて
    - イ 予算の確保を含めた今後の事業推進について
  - (2) 県道行田蓮田線の歩道整備延伸について

## 自由民主党

### 松本義明議員



- 1 ポテンシャルを活かした「稼ぐ県庁」について
  - (1) 「厳しい財政状況」の客観的な現状認識と歳入確保
  - (2) 歳入増に向けた具体策
    - ア ネーミングライツの導入
    - イ 県広告媒体の広告収入
    - ウ 攻める企業版ふるさと納税
- 2 重度心身障害者医療費助成制度の拡充について
  - (1) ソーシャルインクルージョンの観点からの必要性
  - (2) 現在までの検討状況
  - (3) 拡充の決断を
- 3 道路損傷通報サービスについて
  - (1) 利用状況
  - (2) 利用促進策
  - (3) 複数の通報手段の整理
- 4 あと数マイル・プロジェクトにおける多摩都市モノレールの延伸について
  - (1) これまでの取組
  - (2) これからの取組
- 5 茶業研究所100周年を契機とした更なる狭山茶振興について
  - (1) 時代に合わせた取組

- (2) 新たな取組
- 6 不老川の河道拡幅について

## 共産党

### 城下のり子議員



- 1 医療的ケア児保護者の切実な声に耳を傾けて
  - (1) 短期入所施設について
  - (2) 医療的ケア児コーディネーターについて
  - (3) 教育関係のコーディネーター育成を
- 2 障害児の大きな可能性を開く特別支援学校を
  - (1) 所沢おおぞら特別支援学校の改修を
  - (2) 知的障害と肢体不自由の校舎を分けることについて
  - (3) 所沢特別支援学校の過密解消を
  - (4) 特別支援学校の校舎の整備について
  - (5) 特別支援学校の学校給食費無償化を
- 3 訪問介護事業所の廃業は許されない
  - (1) 介護報酬引下げの影響について
  - (2) 一件たりとも廃業させない
  - (3) 介護職員確保について
  - (4) 県として処遇改善を
  - (5) 介護職員確保策の広報について
- 4 移動は、権利。地域住民の足を守るために
  - (1) 地域公共交通機関補助予算について
  - (2) 県の地域公共交通補助対象拡大について
  - (3) 鉄道駅無人化について
- 5 県税事務所を納税者にとって近づきやすいところに
  - (1) 換価の猶予申請について
  - (2) 分割納付中の調査について
  - (3) 窓口での対応は丁寧
  - (4) 研修の徹底を
- 6 注目を集める有機野菜や狭山茶生産への支援で、希望ある埼玉農業に
  - (1) 有機農業の目標を
  - (2) 有機農業に取り組む農家への直接支援を
  - (3) 販路拡大への支援を常設のスーパーマーケットへも
  - (4) 「全国狭山茶化計画」を目指せ
  - (5) 体制の強化について
  - (6) 革新支援担当について
  - (7) 改めて「全国狭山茶化計画」達成のために
- 7 災害時備蓄をジェンダーの視点で点検する
  - (1) 個室トイレの備蓄増を
  - (2) 生理用品の備蓄増を
  - (3) 能登半島地震の教訓を踏まえて

(4) 県防災会議について

自由民主党

## 森 伊久磨 議員



- 1 高齢者の孤独・孤立死対策について
  - (1) 全県的な施策について
    - ア 本県の取組について
    - イ 他自治体の取組について
  - (2) 今夏の早急な対策について
- 2 交差点や横断歩道での路面の注意喚起の取組について
- 3 交番、駐在所、官舎の整備の財源について
- 4 予算の執行管理について
  - (1) 埼玉県の予算の執行管理について
  - (2) 不用額について
- 5 求償権放棄事案に関する埼玉県信用保証協会等の対応について
  - (1) 求償権放棄事案の把握について
  - (2) 保証協会サービサーによる再生支援について
  - (3) 求償権放棄についての知事の所見
- 6 埼玉県の消防広域化について
  - (1) 今までの消防広域化への取組について
  - (2) 消防広域化の分析、検証について
  - (3) 今後の消防広域化への取組について
- 7 地元問題について
  - (1) 蓮田スマートインターチェンジの進捗と今後の整備予定について
  - (2) 県道蓮田杉戸線黒浜バイパスの進捗と今後の整備予定について
  - (3) 国道122号の渋滞解消について

自由民主党

## 松井 弘 議員



- 1 県内のスポーツの振興について
  - (1) eスポーツの振興に向けた今後の展開について
  - (2) 障がい者のスポーツ振興について
- 2 地域クラブ活動について
  - (1) 県内の地域クラブ活動の現状と課題について
  - (2) 指導者の確保のための教員の活用について
- 3 都市部における農業の現状と取組について

- 4 住宅密集地の改善に向けた取組について
- 5 伝統文化・芸能における若手の担い手確保について
- 6 防犯カメラの設置促進に向けた県の支援について
- 7 埼玉県内の道路ネットワークの充実・強化について

民主フォーラム

## 泉津井 京子 議員



- 1 カスタマーハラスメント対策について
- 2 狭山茶を更に広めるために
- 3 遠隔対応駅へのホームドア優先設置について
- 4 現役世代への支援について
  - (1) 卵子凍結への助成について
  - (2) 朝の小1の壁について
- 5 がんに罹患しても安心して闘病できるために
  - (1) がん検診の推進について
  - (2) 緩和ケアの提供体制の強化について
- 6 難病支援について
- 7 視覚障がいの理解促進を深めるために
  - (1) サピエ図書館の普及促進について
  - (2) 県立高校における色覚検査について
- 8 食物アレルギー対策について

自由民主党

## 阿左美 健司 議員



- 1 第75回全国植樹祭について
  - (1) 機運醸成のための取組について
  - (2) 全国植樹祭の会場となった秩父市の施設の返還について
- 2 林業・木材産業の継承について
- 3 県内水道の震災対策について
- 4 埼玉県におけるひきこもり支援について
  - (1) ひきこもりの相談支援体制について
  - (2) ひきこもりの就労支援について
- 5 秩父・県北地域の観光振興について
- 6 障害者の芸術活動に対する支援について
- 7 ニホンジカの獣害対策について
- 8 地元問題
  - (1) 秩父地域の道路整備について

- (2) 国道299号千束峠区間の整備について
- (3) 県道熊谷小川秩父線の歩道整備について
- (4) 県道皆野両神荒川線の歩道整備について
- (5) 長瀨町野上下郷の宿本地区の急傾斜地崩壊対策について
- (6) 東秩父村の浄蓮寺沢の土石流対策について

自由民主党

## 関根 信明 議員



- 1 県民目線での知事の発言について
- 2 地方公務員の処遇改善について
- 3 埼玉県こども動物自然公園について
  - (1) 日本で唯一飼育されているクオッカの広報について
  - (2) 老朽化対策について
- 4 県庁舎の再整備について
  - (1) 代表質問における知事の発言について
  - (2) 県庁舎の位置に関する重要課題について
  - (3) 県庁舎の位置の検討について
- 5 ASEAN訪問の成果について
- 6 本県の災害対策について
  - (1) 県内軟弱地盤への液状化対策について
  - (2) 水道・下水道管の耐震化について
    - ア 水道管の耐震化について
    - イ 下水道管の耐震化について
  - (3) 県の災害対応に必要な石油燃料の調達・確保について
    - ア 県が災害対応を行うために必要な石油燃料の調達・確保の状況について
    - イ 県の公用車の燃料確保について
- 7 県施設におけるAED（自動体外式除細動器）の屋外設置について
  - (1) 県施設におけるAEDの屋外設置の考え方について
  - (2) 屋外AED設置に対する民間活力やクラウドファンディング導入について
- 8 大宮盆栽村開村100周年事業に対する県の対応について
- 9 本県の観光政策について
  - (1) 一般社団法人埼玉県物産観光協会について
    - ア 県DMOに期待することについて
    - イ 第3期彩の国DMO戦略について
  - (2) 新たな情報発信手法について
- 10 岩槻高齢者講習センターについて
  - (1) 同センターを運用することによる効果について

- (2) 同センターの運用に伴う、今後の民間委託の見通しについて
- 11 特殊詐欺事件の対策強化について
  - (1) 令和6年度特殊詐欺事件対策強化のための新たな組織体制について
  - (2) 対策の強化について

自由民主党

## 岡田 静佳 議員



- 1 工業高校への航空宇宙学科の設置の進捗状況について
- 2 多様な学び・不登校対策について
  - (1) 小・中学校に通信制課程の導入を
  - (2) 県立高校に通信制・多部制定時制の高校の増設を
- 3 学童（放課後児童クラブ）不足の解消について
- 4 家庭・子どもの権利を守る警察行政について
- 5 所沢航空記念公園の充実について
  - (1) 航空発祥のPR～所沢航空発祥記念館のリニューアルについて
  - (2) スケボーパークの早期設置を
- 6 ギャンブル依存症対策について
  - (1) 中高生への対策
  - (2) 大人への対策
- 7 女性特有の病気対策について
  - (1) 女性特有のがん、乳がんや子宮頸がんの検診受診率の向上について
  - (2) HPVワクチンのキャッチアップ接種について
- 8 消防広域化と指令業務の共同運用について
  - (1) 消防広域化の今後について
  - (2) 指令業務の共同運用について
  - (3) 広域化による都市部の負担額について
- 9 職員のパワハラ対策について
  - (1) 相談しやすい体制づくりを
  - (2) 一部事務組合や指定管理者など県の仕事に携わる職員の相談もフォローアップを
- 10 埼玉県産農産物の県内PRの強化を
- 11 狭山丘陵のナラ枯れ対策について
- 12 所沢保健所の設置について
  - (1) 狭山保健所の現状について
  - (2) 所沢市が保健所を設置する場合のサポート体制について
- 13 埼玉県の偉人洪沢栄一翁を中心とした埼玉づくりを
  - (1) 新1万円札発行に合わせて更なるイベントの実施を
  - (2) 洪沢栄一翁の銅像設置について

- 14 所沢駅西口商業施設開業に伴う交通安全及び渋滞対策について
  - (1) 交通安全対策について
  - (2) 渋滞対策について
- 15 地元問題
  - (1) 「あと数マイル・プロジェクト」について
    - ア 東京12号線（大江戸線）の東所沢延伸について
      - (ア) 進捗状況について
        - (イ) 新たな要素を踏まえた検討を
      - イ 多摩都市モノレールの所沢延伸の進捗状況について
    - (2) 国道463号松郷交差点の立体交差の整備について
    - (3) 県道所沢青梅線の狭山湖入口交差点の渋滞対策について

# 委員長報告

## [目次]

頁

### 常任委員会

企画財政	19
総務県民生活	19
環境農林	19
福祉保健医療	20
産業労働企業	21
県土都市整備	22
文教	22
警察危機管理防災	23

### 特別委員会

自然再生・循環社会対策	24
地方創生・行財政改革	24
公社事業対策	25
少子・高齢福祉社会対策	25
経済・雇用対策	26
危機管理・大規模災害対策	26
人材育成・文化・スポーツ振興	27

自由民主党

## 小久保 憲一 議員



- 1 「第4種踏切」について
  - (1) 「踏切ゲート」「踏切ゲートLite」の県導入推進
  - (2) 「第1種踏切」へ転換するための県補助金の創設
- 2 分収林事業における、県の損失を踏まえた債務返済計画について
- 3 「性の多様性を尊重した社会づくりの推進」
  - (1) 「県職員レインボー研修」の実施
  - (2) 「レインボーバッジ・フラッグ」の活用
- 4 児童・生徒の「学びの保障」「教育機会の確保」について
  - (1) 児童・生徒の学びの確保
  - (2) 学校への対応の周知
- 5 「乳幼児医療対策助成費」の対象年齢引上げにおける「判断基準」
- 6 「子育てファミリー応援事業」の在り方
  - (1) 類似事業との「統合」について
  - (2) ギフトの在り方
- 7 放課後児童クラブへの県単独の利用者負担軽減策
- 8 順天堂大学附属病院からの医師派遣について
- 9 「独立行政法人国立女性教育会館」の在り方
  - (1) 「現在地での存続」に向けた、県の考え方について
  - (2) 知事の対応について

## 企画財政 委員長報告

委員長 松井 弘



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「投票率の向上について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「国、県の選挙では、利便性の高い場所を投票所として使用する場合の会場使用料は、全額を当該市町村に交付しているとのことだが、市町村が実施する選挙においても、同様の支援が必要と考える。県として何か検討しているのか」との質問に対し、「市町村が実施する選挙で、期日前投票所に係る会場使用料が発生した場合は、令和5年度から特別交付税措置が新たに講じられている。これをしっかりとPRするとともに、市町村選挙管理委員会から状況を聞き取り、県としての促進策を検討していく」との答弁がありました。

また、「移動が困難な高齢者や障害者への投票支援が不十分であるとする。高齢化社会が進む中、今後、県としてどのように対応していくのか」との質問に対し、「国、県の選挙では、市町村による投票所のバリアフリー化や送迎などの対応を促進しており、市町村が支出した費用全額を国、県から交付し、環境の整備に取り組んでいる。また、市町村が実施する選挙についても、投票所への移動支援に要する経費には特別交付税措置が講じられるので、この措置を周知し、市町村の対応を促していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として「地籍調査の促進について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告

委員長 関根 信明



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第77号議案について、「今回の改正で、中小企

業やスタートアップが外形標準課税の対象法人になることはないのか」との質疑に対し、「外形標準課税の対象法人から中小企業等は引き続き除外されている。国会においても、中小企業等を原則として引き続き対象外とすることで地域経済や企業経営への影響を配慮した見直しであると答弁がされており、その趣旨を踏まえ県としてもしっかりと対応していきたい」との答弁がありました。

次に、第81号議案について、「川口特別支援学校中央棟新築工事の落札率が87.14%であり低いと感じるが、品質確保や下請業者に影響はないのか」との質疑に対し、「適正な履行の確保を図るため、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づき、必要経費が適切に計上されているかなどについて調査を行ったところ、下請業者へのしわ寄せはなく、工事品質が確保できると判断した。また、各検査の段階において、県監督員の検査のほかに、営繕課による抜き打ち検査を予定している。さらに、施工に先立って施工計画書の内容を十分確認するとともに、下請業者との契約締結状況の確認や聞き取り調査を行うなど、工事の施工中、完成後の各段階において追跡調査を行うことで、適正な履行を確保する」との答弁がありました。

このほか、第80号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」、「令和6年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告

委員長 宮崎 吾一



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議第16号議案「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」の1件であります。

以下、この議案の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「第7条の規定による住民説明会は、どの範囲の住民に対し、どのように行うのか」との質疑に

対し、「住民への周知の方法としては、原則として、許可の申請に係る特定再生資源屋外保管事業場から一定の距離以内の区域に居住する住民に対して、対面での説明会を開催することが適当と考える。範囲については、不適切な保管等による生活環境の保全上の支障等の発生の範囲、他法令や先行自治体の状況などを総合的に勘案し、執行部において運用を決めるものと考え」との答弁がありました。

また、「従前の特定再生資源屋外保管業者について、施行日から6月以内に届出をすれば、5年間のみなし許可を受けると定められている。5年間という期間は少し長い印象があるが、どのように考えるか」との質疑に対し、「従前の特定再生資源屋外保管業者からは、事業場を本条例案に規定する構造基準に適合させるためには、施設の改修が必要となり、その期間として、最低でも5年間程度は必要であるという趣旨の意見があった。こうした意見も参考にし、事業場の構造基準に関する規定の適用猶予期間を5年間としたが、みなし許可の有効期間についても、それと対応させる必要があるため、5年間とした。また、従前の当該業者に対するみなし許可制度を設けている先行自治体でも、その期間を5年間としており、適当と考える」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「『農地法制の在り方に関する研究会』への職員の派遣について」並びに「農地転用許可事務の適正化及び簡素化に関する対応について」質問が行われました。

その中で、「同研究会に派遣された職員の実際の発言詳細メモを確認すると、『国の関与の下で、農業の公益性からの判断や、農業の公益と開発の公益を天秤にかけた判断をすることが有効なのではないか』と発言している。これは、農地法制に関し、国の関与の意義を認め、国の関与を求める趣旨で発言したものではないのか」との質問に対し、「県としては、優良農地を確保しつつ、計画的な産業基盤に向けた土地需要への対応をバランスよく行うことが必要であると考えているが、農地総量確保も全国的な課題であり、一定規模以上の開発案件について、国の一定の関与の下、農業と開発の公益のバランスを取ることは理解できる。発言の趣旨は、そうした考えの下、あくまでも現行の仕組みや国の関与の役割を説明したものであり、農業と開発の公益のバランスを崩す趣旨で農地確保のための国の関与の強化を求めるものではない」との答弁がありました。

また、「国のホームページで公表されている議事概要においては、『転用のための農用地区域からの除外については、国の関与の下で適否を判断する必要』と記載されており、更なる国の関与を求めているようにも読める表現である。議事概要の記載が実際の発言の趣旨と合っており、読む人に誤解を与える内容である。議事概要の修正を行うよう、県として対応することが必要ではないのか」との質問に対し、「議事概要の表現

からは必ずしも県のスタンスが正確に読み込めないものと考えられるため、国に対して修正の働き掛けを行っていく」との答弁がありました。

次に、「農地転用許可制度への不信感を解消するため、法令にのっとった審査基準の公表や添付書類の簡素化についての通知が令和4年3月31日に国から発出されているにもかかわらず、未だに各農林振興センターや各自治体において、法令を超えた行政指導が行われている。農林部として、全県的に法令遵守や通知に沿った農政運営が求められていると思うが、どうか」との質問に対し、「本来あるべきことが行われてないことも一部あった。通知内容が徹底されるよう、今後、農林振興センター、農業委員会及び権限移譲市に対して、しっかり周知していく。また、職員や農業委員に対して研修を行い、適正な事務、書類の簡素化を徹底していく。さらに、関係業者に対して、過度な負担がかからないよう、法律にのっとり、事務を執り行っていくよう、改めて農林振興センターの職員全員に周知していく」との答弁がありました。

また、「国の通知や農林部として推進していく事業について、農林振興センター内で共有し、協議する仕組みが整っておらず、組織として機能していないことが判明した。組織としての抜本的な立て直しが必要ではないのか」との質問に対し、「農林振興センター所長が先頭に立ち、全体の状況把握や職員への周知を徹底させ、農林振興センターが地域の農業振興に役立つ組織となるよう、しっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部及び農林部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」、農林部から「令和6年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告



委員長 逢澤 圭一郎

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第78号議案について、「国の省令の公布が令和6年3月29日のため、条例の施行日まで3か月以上が経過することとなるが、影響はないのか」との質疑に対し、「本改正は、国の所管変更に伴う試験名称の変更であり、県民に直接影響を与えるものではな

い。なお、解釈により、施行日までの間について読替えができることを確認している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第2号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「県議会では、国民が良質かつ安全な介護サービスを受ける体制を維持・発展させていくために、介護人材の確保と定着に不可欠な処遇改善に取り組んでおり、国に継続して処遇改善や支援を求めている。介護職員の処遇における地域偏在の解消は、一義的に、国において図られるべき問題であり、国へ働き掛けていくことが重要と考える。国による地域偏在の解消が図られるまでの間においては、県における臨時的措置も必要と認識している。そのため、令和6年度予算特別委員会において『介護士等の人材流出と人材不足を補うために早急に県単独で、更なる処遇改善を講じること』という附帯決議を付しており、現在、県の対応を注視しているところであるため」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「本年4月の介護報酬改定で、処遇改善が盛り込まれたが、取得条件があり、全事業者が対象ではない。さらに、他職種との賃金格差は大きく、人手不足は深刻である。処遇改善は、国において措置が行われるべきではあるが、まずは、今の介護サービス水準を維持し向上させるために、独自の処遇改善を実施していくことが求められており、賛同するものである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「株式会社恵が運営する障害者グループホームの連座制適用への対応について」、「秩父地域の輪番体制の維持について」及び「医師確保のための奨学金制度について」質問が行われました。

その中で、「県内の施設における食材料費の過大徴収等をどのように把握したのか。定例の監査では確認できなかったのか。また、不正請求についてはどのように対応を図っているのか」との質問に対し、「昨年11月、他県の施設における報道を受けて、県内の同社の施設に対し特別調査を実施した。食材料費の状況と、職員の配置状況について、重点的に調査したところ、食材料費の過大徴収及び、職員の配置不足に伴う障害福祉サービス報酬額の請求誤りが確認された。定期の運営指導では、食材料費の徴収額が適切かどうかまでは確認を行っていなかった。また、過大徴収への対応については、今回の事案を受け、昨年10月に、国から食材料費の残額が生じた場合には、利用者に返還するよう事業者に周知徹底するよう事務連絡があり、県では、食材料費の過大徴収分の返還を指導した。また、障害福祉サービス報酬額への対応については、過誤調整を行うよう指導をしている。現在はその手続が進められており、定期的に状況報告を求めている」との答弁がありました。

また、「今後、同様の事件が起きないようにどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「新規申請、更新申請の審査や、日頃からの指導を充実させていく。また、外部の目の届かない閉鎖的な環境で事業が運営されていることが課題の一つであるため、来年度から義務化される、利用者、家族、専門家などで構成される地域連携推進協議会の開催等の取組と合わせ、適切な運営が図られるよう指導していく」との答弁がありました。

次に、「輪番体制維持が困難な理由が、医師確保であるならば、具体的にどのように対応するのか。また、平時から危機感を持ち、一部の医療機関に過度な負担を掛けるのではなく、あらゆるチャンネルを検討すべきと考えるが、いかがか」との質問に対し、「まずは、秩父病院の来年度に向けた体制を注視していく。また、第二次救急医療体制は、本来市町村が整備するものだが、今後の救急輪番体制に関して、地元市町村としっかりと意見交換をしていく。その上で、現在医師を派遣いただいている埼玉医大グループに支援の継続をお願いすることなどを考えているが、一医療機関に負担を強いるということのないよう、様々な手法を検討し可能性を探っていく」との答弁がありました。

次に、「奨学金の返済免除対象となる医療機関に民間病院も含めるなど戦略的な外科医の育成に努めるべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「現在の産科、小児科、救命救急センターの特定診療科等の充足状況や、県の奨学金貸与者のうち専門医自体がまだ少ない状況であることから、今後、外科を専攻する医師が出てくるのかといった状況も踏まえて、引き続き、対象については検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」、福祉部から「令和6年度における指定管理者の選定について」、保健医療部から「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告



委員長 鈴木 正人

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「中小企業の賃上げ状況について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「パートナーシップ構築宣言は、元請側の一方的な宣言であることから、価格転嫁に対する実効性に疑問があるが、県としてどのように考えているのか」との質問に対し、「パートナーシップ構築宣言は、自主的に自社の適正な取引を宣言するものであり、法的な追跡調査などは定められていない。このため、中小企業診断士を通じ、宣言の登録促進を図るとともに、宣言済み企業全社に対し架電を行い、宣言が形骸化しないようにフォローアップを行っている。また、宣言済み企業を対象に、価格交渉のノウハウの獲得に向けた伴走支援を実施しており、企業が価格転嫁に実際に結び付くよう後押しを行っている。さらに、原材料価格等の推移を簡便に把握できる『価格交渉支援ツール』や、収益に与える影響が分かる『収支計画シミュレーター』を無料で提供し、企業の価格交渉を後押ししている。今年度は、専門家による伴走支援の拡充とともに、各種支援ツールの機能拡充を図り、更に実効性を高める取組を行っていききたい」との答弁がありました。

また、「現行の四半期経営動向調査によって賃上げに結び付く価格転嫁が正しく把握できるのか疑問があるが、県としてどのように考えているのか」との質問に対し、「四半期経営動向調査では、令和4年度以降、価格転嫁に関する特別調査を実施しており、令和5年度からは年2回実施している。特別調査では、企業における価格転嫁の実施状況などを確認している。また、調査に先立ち、令和5年1月には、県内企業17,000社に対し、直接通知を送付し、価格転嫁に関するアンケートを実施している。さらに、四半期経営動向調査では、価格転嫁のほかにも賃上げに関する特別調査をこれまでに2回実施しており、賃上げに至る動機を確認している」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」並びに「令和6年度における指定管理者の選定について」、企業局から「水道用水供給事業の料金改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告

委員長 小川直志



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「国土強靱化に係る県土整備分野での取組状況と今後の展望について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「防災・減災、国土強靱化のための5か年

加速化対策は令和7年度までとなっており、その後は、国で国土強靱化実施中期計画を定めることとなっているが、まだ計画は示されていない。国土強靱化対策が継続して実施されない場合の県や市町村への影響について、どのように認識しているのか」との質問に対し、「継続されない場合は、これまで進めてきた県や市町村の事業に大きな影響が生じるものと考えている。そのため、昨年11月には、知事自ら齊藤国土交通大臣に国土強靱化実施中期計画の早期策定、切れ目ない継続的・安定的な予算・財源の確保について、直接要望したほか、本年6月には、矢倉財務副大臣、尾崎国土交通政務官にも同様の要望を行っている」との答弁がありました。

また、「国において国土強靱化実施中期計画が作成された場合に向けて、あらかじめ県の事業の必要箇所と優先順位は整理されているのか」との質問に対し、「計画が策定されることを前提に既に準備している。来年度の概算要望に向けて各県土整備事務所、市町村等で前倒しで実施できる事業をリストアップしており、計画が策定され次第、要望できるものは全て要望していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川新方川等に係る河川整備計画の変更（関係住民の意見聴取）について」及び「流域治水対策の推進に向けた県雨水条例の改正案（県民コメント実施）について」、都市整備部から「指定管理者等に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」並びに「令和6年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文教 委員長報告

委員長 阿左美健司



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。審査に当たり、まず、第79号議案の審査を行いました。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「過去に本県でこの公務災害補償を受けた適用事例はどのくらいあるのか。また、改正される補償基礎額は、他県と比較してどうなのか」との疑問に対し、「県立学校については、昭和32年の本条例制定以降、適用事例はない。また、補償基礎額の算出は、国家公務員の医療職俸給表を基準にしており、国や、政令準拠方式で条例等を制定している他の44道府県と同



額になっている」との答弁がありました。

以上のような審査結果を踏まえ、本委員会に付託されました第79号議案について、採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、継続審査となっている第52号議案について審査を行いました。

その中で、「地域と連携・協働した教育の推進について、部活動において、今まで学校が担っていたことにより担保されていた活動環境の水準は、地域クラブ活動へ移行した後もしっかりと担保されるべきである。については、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないように、教育委員会としてもしっかりと対応していく必要があると考えるのがいかか。また、学校が部活動を運営することで指導レベルもある程度一定に保たれており、地域クラブ活動に移行した際も、それが担保されるべきことから、地域クラブ活動の担い手でもある指導者においても質と量の確保は重要であると考えがいかか」との質疑に対し、「各市町村における地域クラブ活動について、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に、地域差が生じないことは重要であると考えている。今後とも、市町村や競技団体等との連携を密にして課題を共有していくとともに、現在実施している、地域クラブ活動に係る実証事業の事例等を、市町村に情報提供し、取組をしっかりと支援していきたい。また、地域クラブ活動の指導者は、単なる技術指導にとどまらず、子供の心身の成長に資することができる人材の確保が重要であると認識している。県では引き続き、退職教員を登録する人材バンクの活用などを通じ、市町村における地域クラブ活動の指導者確保についてしっかりと支援していく」との答弁がありました。

また、「競技スポーツの推進について、パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラリンピックをはじめとするパラスポーツ大会には出場できないなど、パラスポーツとデフスポーツは別物である。パラスポーツと切り分けてデフスポーツを推進していく必要性について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「5か年計画の中ではデフスポーツを含めてパラスポーツを位置付けており、現行ではこの5か年計画に沿って、パラスポーツを含むものとして施策に取り組んでいる。デフスポーツに着目させるという視点での考え方については、今後、庁内で相談していきたい」との答弁がありました。

質疑ののち、白土委員ほか4名から、第52号議案に対する修正の動議が提出されました。

その内容は、魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進及び競技スポーツの推進について、計画の各施策の部分に記述を追加するものであります。詳細については、お手元の修正案により御確認願います。

提案理由については、「魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進及び競技スポーツの推進は本県の教育行政における重要な課題であり、県民に誤解を与えない、より良い計画として県の

姿勢を示すため」との説明がありました。

その後、討論に入りましたところ、第52号議案に対する修正案について反対の立場から、「本計画案のビジョンや方向性などについては、原案で良いと考える」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、まず、第52号議案に対する修正案については、多数をもって可決し、続いて、修正可決した部分を除く第52号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告



委員長 柿 沼 貴 志

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「SNS型投資詐欺の現状と対策」について質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「SNS型投資詐欺の具体的な手口の特徴はどのようなものか」との質問に対し、「多くは、SNS上の偽広告にアクセスした被害者に対して、偽の投資アプリ等をインストールさせ、架空の投資を継続させながら、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るものである」との答弁がありました。

次に、「生成AIがどのような手口として使われるのか調査研究が非常に大切だと思われる。今後の対策強化について、生成AIなど最先端の技術の研修等を行っていくのか」との質問に対し、「生成AIなど最先端の技術の進歩は非常に速いため、委嘱しているサイバー犯罪対策技術顧問との連携や、民間企業への派遣研修等を通じて、最新の情勢を取り込み、職員の研修等に役立てたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「高齢運転者に対する交通事故抑止対策」について、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 浅井 明



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「河川環境の保全・共生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「浄化槽の法定検査受検率が全国平均と比較し低いことについて、市町村が検査に関与することで法定検査受検率が向上すると考えるが、いかがか」との質問に対し、「秩父地域など市町村が関与するところでは法定検査受検率が高くなっている。他の市町村でも整備型等も積極的に検討していただき、それに応じて県も対応していく」との答弁がありました。

次に、「リバサポによる水辺空間の保全活動について、今後、活動の担い手確保が課題になると思うが、環境教育の面からも、小中高生を巻き込んで進める必要があるのではないか」との質問に対し、「生物調査を実施する大学のゼミと連携し活動した実績はあるが、小中学校との連携は図れていない。一方で、地域では、既に学校と連携している団体があるため、そうした団体を通じ、学校と連携を図っていく」との答弁がありました。

次に、「河川水質の環境基準について、右肩上がり達成率が向上しているが、平成29年度のように前年より下がっている年度がある要因は何か。また、生活排水処理率100%を目標としているとのことだが、達成の時期はいつか」との質問に対し、「工場・事業場の規制や合併処理浄化槽への転換等の生活排水対策により、河川に流れる有機汚濁量等は着実に減少している。一方で、希釈効果の関係で降雨が少ない年は環境基準の達成率が低くなる傾向がある。また、生活排水処理率については、埼玉県生活排水処理施設整備構想で、令和7年度までに100%を目指しており、令和4年度末時点では93.7%となっている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 藤井 健志



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「地方分権改革に関する地方から国への提案募集制度では、対象が限定的であることが課題として挙げられているが、これに対して県はどのように考えているのか」との質問に対し、「税財源の配分や税制改正等については、税制調査会や国と地方の協議の場で議論すべきものとして提案募集の対象外となっている。県としては、地方の事務と権限に見合っていないのであれば対象とすべきと考えており、国に対して提案募集の対象とするよう要望している」との答弁がありました。

次に、「『住むなら埼玉』官民連携協議会の設立について、不動産団体と連携したとのことだが、具体的にどのような連携をし、どのような効果が見込まれるのか。また、実際の対応はいつから始めるのか」との質問に対し、「相談窓口で住まいの相談に対応することが難しい状況であったため、都市整備部と連携して住まい探しのサポート体制の構築を進めている。地域に根差した不動産住宅関連企業との連携を図ることにより、物件情報だけでなく、地域の暮らしぶりや地元施設の施設、行政サービスなどの生活情報も提供できるようになり、移住希望者のニーズに丁寧かつ的確に応えることが可能になる。現在は仕組みづくりを進めており、10月頃には相談受付を開始できるよう調整を進めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉良英敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県産業振興公社」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「埼玉県指定出資法人経営評価委員会からの意見聴取や埼玉県指定出資法人あり方検討委員会の設置の意味合いについて何う」との質問に対し、「昨今、デジタル技術の進展など、社会経済情勢が大きく変化しているため、時代の変化に応じた見直しが必要になっている。経営評価委員会では、専門家から意見をもらうことで、法人の経営改善等の取組を促進していく。また、あり方検討委員会については、今年度新たに設置するもので、法人の自主事業そのものの必要性や、効率的・効果的な執行体制について改めて検討していく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「令和5年度の各経営指標が目標値を達成するなど順調に推移している中で、財務実績が赤字なのはなぜか」との質問に対し、「コロナ5類移行に伴い研修事業等の件数の改善を図り、財務実績も計画を上回ったものの、赤字ではあった。経営努力を進めてきたが、まだまだ足りていないと認識している。今後は、DXの推進等による経費削減を更に進めるとともに、研修やビジネスアリーナ等の自主事業による収入増を図り、収支相償に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「中期経営計画における令和7年度のキャッシュレス決済の導入目標が77%となっているが、100%を目指すべきではないのか」との質問に対し、「5年間という指定管理期間の中で、投資回収の見込み等を踏まえ目標値を設定している。技術の進展に合わせ、利便性を高めていくことは重要であり、更なるキャッシュレス化について前向きに検討していく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「現在の県営住宅では、単身高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあるが、高齢者世帯の割合はどうか。また、自治会活動の負担軽減も必要と考えるが、どのような支援があるのか」との質問に対し、「本年4月1日現在、県営住宅において世帯全員が60歳以上の高齢者世帯は48.31%である。また、支援策については、自治会活動支援事業により、草刈機や集会所の備品購入などに対し1自治会10万円を上限に補助を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 岡田静佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国は、新たな障害者入所施設は整備せず地域移行を進める方針であるが、平成30年から入所施設が5施設増えた理由は何か」との質問に対し、「本県独自で重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進に取り組んでおり、入所者の地域移行も進めている。一方で、現在約1,500名の入所希望者がおり、地域資源の状況等を踏まえ、真に必要な最小限の入所施設の整備は必要だと考えている。そこで、入所施設整備のための国庫補助金について国に継続して要望しており、その結果、採択された入所施設が増えたものである」との答弁がありました。

次に、「外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている方々が援助を得やすくするヘルプマークの普及に向けた取組は重要である。昨年度は2万6,294個配布したとあるが、必要としている方に行き渡っているのか。また、広く県民に周知するための取組はどうか」との質問に対し、「必要見込数を把握して市町村に配布しており、希望する方に行き渡りよう対応している。また、より多くの県民に周知するため、県のホームページやSNSでの発信、公共施設等でのポスタ

一の掲示やイベントでのチラシ配布などを行っている。さらに、障害当事者6名の方を『埼玉県ヘルプマーク普及大使』に任命し、御自身の活動や県イベントで講演をお願いするなど、ヘルプマークの意義や役割に関する情報を発信いただいている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 美田 宗 亮



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「企業の価格転嫁に向けた取組について、価格交渉に役立つ各種支援ツールは需要の高いサービスであり、スマートフォンでの作業に慣れていない方が多いことを踏まえると、ウェブベースなど、ユーザーの視点に立った改善が必要ではないか。また、価格転嫁の推進に当たり、労務費の転嫁は避けて通れないと思うが、取組はどうか」との質問に対し、「ツールについては、非常に便利だと、おおむね好評を頂いているが、使いにくい部分があれば、そういった声を集めてできるだけ改善するように努力していく。また、労務費の転嫁については、価格転嫁サポーター等が、価格交渉支援ツールを用いてスムーズに交渉できるよう、働き掛けなどを行っている。加えて、労務費の転嫁に向けたツールの機能として、現在は毎月勤労統計調査の一つのデータしか入っていないため、今年度は、業種別に種類を増やし、業種や企業の実態に応じて使い分けができるようにして、よりエビデンスが高まるツールに改良することで、労務費の転嫁を推進していきたい」との答弁がありました。

次に、「DXコンシェルジュの体制強化について、課題と取組内容はどうか」との質問に対し、「これまでパートナー企業とのマッチングでは、単発のソリューション提供がメインであり、例えば、企業内で販売、総務、財務と別々にシステムを導入したことでデータ連携が

できていないなどの相談を受けた際、システムを統合するまでの対応ができていなかった。今年度は、総合的なデジタル化に対応できるよう、マッチングから一歩踏み込み、システム分析を踏まえて総合的な仕様を作成し、マッチング後は伴走支援するサービスを新たに追加したところである」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 木下 博 信



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害時の対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「災害、コロナ禍などの緊急事態及び実際の訓練を踏まえた県業務継続計画の見直しや、改善は行われているのか」との質問に対し、「能登半島地震に関しては、国において検証が始まっているところである。この検証やコロナ禍などのパンデミックも含め、県業務継続計画への反映をしっかりと検討していく」との答弁がありました。

また、「災害オペレーション支援システムについて、消防本部や市町村はどのような内容を入力しているのか。また、入力に係る負担軽減について検討しているのか」との質問に対し、「人的被害、道路・施設被害に関する情報、避難情報、避難所情報などを入力している。現在、システムの再構築を行っており、入力の支援機能として、自動文字認識や音声入力を取り入れ改善を図っていく」との答弁がありました。

また、「国の中央防災会議において防災基本計画が見直され、トイレトレーラー等の設置について盛り込まれた。市町村に設置を促すだけでなく、県においてもトイレトレーラーの整備を検討すべきと考えるが、いかがか」との質問に対し、「現在、市町村には、トイレトレーラーの有用性について周知を図っているところである。県の対応については、能登半島地震における国の検証を確認しながら見直しを進めていきたい」と

の答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



委員長 細田善則

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県学力・学習状況調査について、データ分析も重要であるが、調査実施後のアフターケアも重要と考える。調査結果を踏まえ、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「児童生徒に対しては、結果票を活用し、個人に合わせた指導を学校に依頼している。また、調査の結果、学力に課題を抱えている小中学校に教員を加配し、チームティーチングや少人数指導などのきめ細かな指導を行っているほか、県の指導主事が学校を訪問し、直接、指導助言を行っている」との答弁がありました。

次に、「教科等横断型の教育課程の研究・実践事業では、生徒自らが考える能力を育むためにどのように取り組んでいるのか。また、具体的にいった取組は何か」との質問に対し、「生徒自らが課題設定し、情報収集、分析を行っている。また、生徒同士で議論を重ね、最後に成果発表するプロセスをとっており、多角的、多面的な視点で考えるよう取り組んでいる。具体的な取組として、松山高校では、東松山市の課題解決をテーマに掲げ、市の職員による講義を受け、生徒自らが現状を把握し、解決策を考えるなど、探究活動を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 議案の審議結果

6月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計21議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、7月5日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	修正可決	承認	同意	合計
条例		4				4
事件		1	1	1	1	4
意見書		13				13
計		18	1	1	1	21

## 知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
52	第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について	第4期埼玉県教育振興基本計画を策定しようとするものである。	修正可決
77	埼玉県税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人を見直す等するものである。	原案可決
78	埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、規定の整備をするものである。	原案可決
79	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定するものである。	原案可決
80	専決処分の承認を求めることについて	埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、承認を求めるものである。	承認
81	工事請負契約の締結について	工事名 川口特別支援学校中央棟新築工事 施工箇所 川口市大字赤井字田畑 1234 番 1 履行期限 令和8年1月30日 請負金額 976,800,000円 請負業者 株式会社島村工業	原案可決
82	埼玉県副知事の選任について	埼玉県副知事山本悟司の退職に伴い、その後任として伊藤高を選任することについて、同意を得ようとするものである。	同意

## 議員提出議案 (条例・意見書)

議第16号議案

### 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

目次

第一章 総則 (第一条—第六条)

## 第二章 特定再生資源屋外保管業の規制（第七条—第二十一条）

### 第三章 雑則（第二十二条—第三十三条）

### 第四章 罰則（第三十四条—第三十七条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破碎等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

###### （定義）

第二条 この条例において「特定再生資源」とは、次の各号に掲げる物品（これらが破碎され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいい、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一十一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、有害使用済機器（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。

一 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチック（次号において「金属等」という。）が使用されているものに限る。）

二 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）

2 この条例において「特定再生資源屋外保管業」とは、屋外（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。以下同じ。）において、特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破碎等（破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をするものを含み、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）をいう。

3 この条例において「特定再生資源屋外保管業者」とは、特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

4 この条例において「特定再生資源屋外保管許可業者」とは、第八条第一項の許可（同条第三項の更新の許可を含む。第二章（第七条及び第九条第二項を除く。）、第三章（第二十九条を除く。）及び第四章において同じ。）を受けて特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

5 この条例において「特定再生資源屋外保管事業場」とは、特定再生資源屋外保管業の用に供する事業場をいう。

6 この条例において「保管物」とは、特定再生資源屋外保管事業場において保管される特定再生資源（これ以外の物品と一体的に保管される場合にあつては、特定再生資源及び当該物品）をいう。

###### （特定再生資源屋外保管業者の責務）

第三条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じないように努めなければならない。

2 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

###### （土地所有者等の責務）

第四条 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、特定再生資源屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、当該土地に設置された特定再生資源屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、特定再生資源屋外保管業者と協力し、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

###### （県の責務）

第五条 県は、この条例の目的を達成するため、市町村と連携して、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(市町村への支援等)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて策定し、又は実施する特定再生資源屋外保管業に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 前項の施策を市町村が実施する場合にあっては、県は、市町村と連携するよう努めなければならない。

## 第二章 特定再生資源屋外保管業の規制

(住民への周知)

第七条 次条第一項の許可(同条第三項の更新の許可を除く。第九条第二項及び第二十九条において同じ。)の申請により特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定再生資源屋外保管業の許可)

第八条 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合(敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が百平方メートルを超える場合を除く。)は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を特定再生資源屋外保管事業場(その敷地面積が百平方メートルを超えるもの(敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が百平方メートルを超える場合における当該敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場を含む。))に限る。以下同じ。)ごとに記載した申請書に前条の規定による措置を講じたことを証する書面、特定再生資源屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備

四 特定再生資源の保管の場所の位置及び面積並びに当該場所において保管をする保管物の規則で定める区分

五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法

六 破碎等をする場合にあつては、当該破碎等をする場所の位置及び面積、当該破碎等の種類及び方法その他の規則で定める事項

七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とし、同項の許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準等)

第九条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手續がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が第十一条第二号から第六号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。



- イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
  - ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
  - ハ 保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ニ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第七条の四第一項第三号若しくは法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項第三号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあっては、埼玉県行政手続条例（平成七年条例第六十五号）第十五条の規定による通知。以下この号において同じ。）があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
  - ホ 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。へにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
  - ヘ ホに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当

該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト 第十九条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

リ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  
ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリまでのいずれかに該当するもの

ル 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ヲ 個人で規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定再生資源屋外保管事業場の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、当該特定再生資源屋外保管事業場が前項第一号及び第二号に掲げる基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の条件）

第十条 第八条第一項の許可には、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（基準遵守義務）

第十一条 特定再生資源屋外保管許可業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 特定再生資源屋外保管事業場を第九条第一項第二号に掲げる基準に適合するように維持すること。

二 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

三 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

四 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

五 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

六 特定再生資源屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

（変更の許可等）

第十二条 特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第七条、第九条及び第十条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定再生資源屋外保管許可業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第八条第二項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第十三条 特定再生資源屋外保管許可業者は、自己の名義をもって、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない。

（相続）

第十四条 特定再生資源屋外保管許可業者について相続があったときは、相続人は、特定再生資源屋外

保管許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定再生資源屋外保管許可業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 特定再生資源屋外保管許可業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人。ただし、前条第二項の規定による届出をした者を除く。
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止した場合 特定再生資源屋外保管許可業者であった個人又は特定再生資源屋外保管許可業者であった法人を代表する役員

(標識の掲示)

第十六条 特定再生資源屋外保管許可業者は、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 特定再生資源屋外保管許可業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、前項に規定する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(台帳の作成及び保存)

第十七条 特定再生資源屋外保管許可業者は、特定再生資源屋外保管業について、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、特定再生資源の取引の年月日及び相手方、取引した特定再生資源の種類その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

2 特定再生資源屋外保管許可業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する台帳を同項の規定による閉鎖後五年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十八条 特定再生資源屋外保管許可業者は、当該特定再生資源屋外保管事業場に係る業務を適切に行わせるため、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(勧告及び保管方法の改善命令等)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第八条第一項又は第十二条第一項の許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が第十一条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 特定再生資源屋外保管許可業者が第十条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- 三 特定再生資源屋外保管許可業者が前三条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の勧告（同項第一号又は第二号に係るものに限る。）を受けた特定再生資源屋外保管許可業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めてその勧告に係る特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(措置命令)

第二十条 知事は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合において、県民の生活の安全の確保上若

しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第八条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業が行われた場合において、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、同項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  
(許可の取消し等)

第二十一条 知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第九条第一項第三号ロ、ハ（法第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分若しくは法第三十二条第一項（法第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。次号において同じ。）、チ、リ又はワに該当するに至ったとき。
  - 二 第九条第一項第三号ヌからヲまで（同号ハ、チ又はリに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 三 第九条第一項第三号ヌからヲまで（同号ニに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 四 第九条第一項第三号イからへまで又はヌからヲまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。
  - 五 第十九条第二項又は前条第一項の規定による処分に違反したとき。
  - 六 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けたとき。
- 2 知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が第十九条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定により第八条第一項の許可を取り消された者（次項において「旧特定再生資源屋外保管許可業者」という。）は、取り消された許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。
- 4 旧特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止するまでの間、前二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

### 第三章 雑則

#### (報告徴収)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者に対し、特定再生資源屋外保管業に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

#### (立入検査)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、台帳、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者又は特定再生資源屋外保管業者に対し、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

#### (事故時の措置)

第二十五条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管業に係る事故により県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定再生資源屋外保管業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該特定再生資源屋外保管業者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可等に関する意見聴取)

第二十六条 知事は、第八条第一項又は第十二条第一項の許可をしようとするときは、第九条第一項第三号チ又はヌからワまでに該当する事由(同号ヌからワまでに該当する事由にあっては、同号チに係るものに限る。次項及び第二十八条において同じ。)の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第二十一条第一項の規定による処分をしようとするときは、第九条第一項第三号チ又はヌからワまでに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関等への照会等)

第二十七条 知事は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(知事への意見)

第二十八条 埼玉県警察本部長は、特定再生資源屋外保管許可業者について、第九条第一項第三号チ又はヌからワまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該特定再生資源屋外保管許可業者に対して適当な措置を講ずることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べるることができる。

(手数料)

第二十九条 第八条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けようとする者又は第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(財政上の措置)

第三十条 県は、特定再生資源屋外保管業について、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(適用除外)

第三十一条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 国又は地方公共団体が特定再生資源屋外保管業を行う場合

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十三条の二第一号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可を受けた解体業者又は第六十七条第一項の許可を受けた破碎業者が当該許可に係る事業所において特定再生資源屋外保管業を行う場合

(市町村の条例との関係)

第三十二条 この条例の規定は、地域の実情に応じて、特定再生資源屋外保管業について必要な規制を行うため、市町村が条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が定める特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、特定再生資源屋外保管業を行った者

- 二 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた者
- 三 第十三条の規定に違反して、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせた者
- 四 第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三十五条 第九条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第九条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合していると認められる前に特定再生資源屋外保管事業場を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第三項、第十四条第二項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者（第八条第一項ただし書に該当するものを除く。以下「従前の特定再生資源屋外保管業者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間は、同項の許可を受けずに、特定再生資源屋外保管業を行うことができる。

- 2 従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する期間内に、同項の規定による届出をした従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日に第八条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 4 従前の特定再生資源屋外保管業者（第二項に規定する期間内に同項の規定による届出をしなかった従前の特定再生資源屋外保管業者を除く。次項において同じ。）がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第九条第一項第二号ロ及び同条第二項（当該従前の特定再生資源屋外保管業者が第十二条第一項の許可を受けた場合を除く。）の規定は、適用しない。
- 5 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第九条第一項第二号（ロを除く。）及び第十一条第一号の規定は、施行日から起算して五年間は、適用しない。
- 6 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第十一条第二号から第六号までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。
- 7 従前の特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない。

原案可決

## 電力価格の高騰抑制や安定供給の確保等を求める意見書

国際情勢の変化や急速な円安の進行等に伴う化石エネルギー価格の高騰により、日本経済は深刻な影響を受けており、エネルギーの安定供給をとりまく課題が表面化している。

日常生活や企業活動に欠かすことのできない電気等の価格の上昇は、あらゆる財やサービスの価格上昇につながり、家庭や企業等にとって大きな負担となる。

また、世界各国で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対策は急務であり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーの脱炭素化に向けた取組を加速させなければならない。

エネルギー価格高騰などの構造的問題に対しては、再生可能エネルギーの最大限の導入等により、供給面のリスクや価格変動の大きい化石燃料への依存から脱却し、エネルギーの安定供給の確保と脱炭素化を両立させることが極めて重要である。さらに、再生可能エネルギーの活用促進にあたっては、系統制約への対応が不可欠である。

よって、国においては、電力価格の高騰抑制と安定的な電力供給の確保、再生可能エネルギーの活用促進のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 電力価格については、国による補助が本年8月分から10月分まで措置されることが発表されたところであるが、今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。
- 2 省エネルギーや節電について、国民や事業者等に対し、普及啓発や財政支援をはじめ、具体的な支援を強化すること。
- 3 再生可能エネルギーの主力電源化と電力需給の安定化に向けて、地域間連系線などの基幹系統の増強や系統用蓄電池導入など電力需給調整のための取組を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 国土強靱化実施中期計画の早期策定を求める意見書

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、県民の命や暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れのある首都直下地震の切迫性も高まっている。

県民の生命・財産・暮らしを守り、社会の機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は一層重要となっており、ハード・ソフト両面からのきめ細かな対策を強力に推進する必要がある。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、地方自治体とともに流域治水対策や道路網の強靱化、災害に強い市街地の形成など重点的かつ集中的な対策に取り組んでいる。

昨年6月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化され、計画期間や実施すべき施策の内容・目標、特に推進が必要な施策の内容やその事業規模等を定めることとなった。これにより、実施計画が切れ目なく策定され、継続的・安定的に国土強靱化の取り組みを進めることが可能となった。

現在は、策定に向けた施策の実施状況の評価などが行われているが、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、2024年度の早期に策定に取り掛かるとされた。

国の中長期かつ明確な見通しの下で、計画が早期に示されることは、地方自治体においても、強靱化の事業を切れ目なく構築するために重要である。

よって、国においては、更なる国土強靱化の推進に向けて、国土強靱化実施中期計画を早期に策定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
国土強靱化担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第19号議案

## 介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を求める意見書

超少子高齢社会が到来する中、介護サービスに対するニーズは一層高まっていくことが見込まれている。介護施設や事業所に勤務する介護職員や、要介護者等からの相談やケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整等を行う介護支援専門員等の確保は急務であるが、人材不足の状況は深刻である。

介護を担う人材は、他産業に比べて給与が低い。令和5年賃金構造基本統計調査によれば、全労働者の給与額347万円に対し、福祉施設介護員は264万円、ホームヘルパーは284万円、介護支援専門員は297万円と大きな差がある。

国では、介護報酬の改定や地方自治体への交付金等を通じて、これまでもこうした人材の処遇改善に取り組んできた。令和6年度の介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分0.98%を含む1.59%のプラス改定となった。

しかし、民間企業全体で約30年ぶりの高水準となる賃上げが進む状況において、介護人材の不足解消に向けて更なる処遇改善に取り組む必要性は高い。

こうした中、国は、国民に質の高い介護サービスを提供する体制を維持・発展させていくために、介護人材の確保と定着に不可欠な処遇改善等について、一層の推進をしなければならない。

よって、国においては、介護職員や介護支援専門員等の更なる処遇改善を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長



衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第20号議案

## 介護サービス事業者の安定的な運営確保の推進を求める意見書

介護サービス事業者は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、必要な感染対策の実施や物価高騰の影響により大変厳しい経営環境にある。

光熱費・食材料費の物価上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、利用者へ転嫁することも難しい。また、特に車両による移動が必要な訪問看護事業者においては、ガソリン価格の高騰の影響も大きく受ける。

令和6年度介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を確実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリある対応を実施するとされ、全体では1.59%のプラス改定となったものの、光熱費等の高騰への対応は十分とは言えない。

また、訪問介護については、令和5年度介護事業経営実態調査で収支差率が他のサービスに比べて良好であったこと等から基本報酬が減額改定となった。しかし、経営形態は一様ではなく、この調査ではその36.7%が赤字であることが示されている。利用者宅を一軒ずつ訪問するため移動に時間を要する小規模な事業者からは、特に、経営の厳しさを訴える切実な声もあがっている。

このような中、令和6年6月5日、衆議院厚生労働委員会は、「介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件」を全会一致で決議し、令和6年度の介護報酬改定の影響に係る検証やその結果を受け必要な措置を講ずること等を求めた。

よって、国においては、介護サービス事業者の安定的な運営確保の推進のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 物価高騰などの社会経済情勢を踏まえ、介護サービス事業者の経営の安定化に資する必要な取組を強化すること。
- 2 令和6年度の介護報酬改定の影響について、訪問介護事業所をはじめ介護サービス事業者等の現場の実態を速やかに調査・検証するとともに、その調査・検証の結果に鑑み対策を早急に検討し、必要な措置を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 保護司の安全確保のための環境整備を求める意見書

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、保護観察官と協働して保護観察に当たっている。犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための指導をするとともに、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先などの帰往環境の調整や相談を行っている。

昨年1月時点で、全国約4万7千人の保護司が活動を行っているが、その数は減少傾向にあり、担い手の確保が次第に困難となっている。また、職務を行うために要する実際の費用が、法務省令に基づく実費弁償金を超過し、持ち出しが生じているとの声もある。

このような中、法務省では、持続可能な制度を目指すため、昨年5月に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、今年3月の中間報告では、新任の年齢制限の撤廃や公募制度の試行、実費弁償金の充実など保護司の確保に向けた内容が示されたところである。

しかしながら、本年5月、滋賀県大津市で男性保護司が殺害された事件を契機に、当該検討会では、急遽、安全確保への課題についても協議が行われることとなった。

この事件を受けて、全国の保護司やその家族は大変な不安を抱える中、国が、保護司の安全確保徹底を図り不安を解消することは急務である。また、世界に誇るべき我が国の保護司制度を今後も持続的に維持していくためには、保護司の意見に耳を傾け、必要な環境整備を早急に進め、地域社会の安全・安心につなげていくことが重要である。

よって、国においては、保護司の安全確保に向けて下記の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 保護司の安全面に関する点検を早急に行うこと。また、自宅以外の面接場所の確保を進め、必要に応じて保護司複数担当制の活用や保護観察官による直接処遇などの対応、保護司の心理的な負担軽減策を強化すること。併せて、警察等関係機関との連携を強化し、保護司の安全確保を徹底すること。
- 2 現在、法務省の「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」において、保護司の待遇や活動環境、職務内容の在り方等に関する検討が進められているが、経済的な負担の軽減等のもとより、安全確保について保護司の意見を考慮し、迅速に検討を進め、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国を求める意見書

北朝鮮が拉致の事実を認めた日朝首脳会談から20年以上が経過したが、帰国を果たした拉致被害者は5人にとどまり、いまだ拉致問題の解決には至っていない。

本年4月10日の日米首脳会談では、岸田首相は、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解

と協力を求め、バイデン大統領から、改めて全面的な支持を得た。

また、拉致被害者家族等は、4月29日から5月3日に訪米して政府高官等と面会し、拉致は究極の人権侵害であり、米国と緊密な連携が必要であることを説明し、理解を得た。

5月11日には、全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会において、岸田首相は、条件を付けずにいつでも金正恩委員長と直接向き合う決意を示すとともに、首脳会談の早期実現に向け、様々な働きかけを一層強めると述べた。そして、岸田首相自身の手で拉致問題を解決するという強い決意の下、全力で拉致問題の解決に取り組むと強調した。

拉致問題の被害者等とその家族の高齢化が進む中で、時間的制約があるこの問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、一刻も早く解決されなければならない。

よって、国においては、政権の最重要課題である拉致問題について、国際社会と緊密に連携を図り、早期の日朝首脳会談の実現を見据え、あらゆる手段を講じて事態の打開を図り、いわゆる特定失踪者等の拉致の疑いが排除できない方も含む拉致被害者等全員の即時一括帰国を実現させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官  
拉致問題担当大臣

} 様

原案可決

議第23号議案

## 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なデジタルサービスの普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、誰もがこれらを容易に入手することが可能となった。

インターネット上では膨大な情報やデータが流通しているが、近年では、フェイクニュースや真偽不明誤った情報などに接触する機会が増加している。こうした偽・誤情報の流通・拡散は、利用者が多様な情報をもとに物事を正確に理解して適切な判断を下すことを困難にさせ、安心・信頼してデジタルサービスを利用することができなくなるなどの危険がある。

特に、災害発生時における情報は、多くの住民の命に直結することから、信頼性の高い情報が求められる。令和6年能登半島地震では、虚偽の救助要請や寄付募集、報道機関の公式アカウントのなりすまし投稿、異なる災害時の動画等を用いた投稿などが多数確認された。虚偽の情報を見た者の救助要請により警察や消防が出動し、迅速な救命・救助活動を妨げるような事例も発生したとされている。

災害時は、正確かつ迅速な情報を多くの人々の間で共有する必要が極めて大きい。一刻を争う救命・救急活動や円滑な復旧・復興活動を大きく阻害する偽・誤情報への対策は喫緊の課題である。

よって、国においては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携体制を整備すること。
- 2 IoTセンサーやドローンを活用した、国と地方自治体のリアルタイムでの災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析や迅速な対策を助言する気象防災アドバイザーの地方自治体への配置を

支援すること。

- 3 公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等住民が正確な情報を入手できる手段の普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
デジタル大臣  
防災担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第24号議案

## 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものである。主食、副食、牛乳のそろった完全給食の実施率は年々増加しており、小学校の98.8%、中学校の89.8%で実施されている。

昨年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭におきつつ、地方自治体への必要な支援を行うとしている。また、同日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず実態調査を行った上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされた。

実態調査結果では、昨年9月時点で無償化を実施している教育委員会の数は722に上り、うち、547教育委員会が小中学生全員を対象とするなど近年その取り組みが広がっていること、また、無償化を実施している教育委員会において、約7割は自己財源を充てているが、実施における課題として、予算の確保が最大の課題とされていることが分かった。

しかしながら、当該実態調査結果を踏まえた国の対応は、児童生徒間の公平性あるいは国と地方の役割分担、政策効果といった観点や法制面から今後、課題整理を行っていくことにとどまっており、無償化決定までには至っていない。

また、既に給食費無償化を実施している教育委員会の間においても、財源の問題から給食の質に格差が生じるため、安定的な財源の確保の重要性が明らかとなっている。

地方自治体の財政力によって学校給食無償化の実施に差が出ることは、地域間格差そのものであり、「こどもまんなか社会」の実現への妨げともなりかねない。学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、国の責任において、こうした格差は早急に解消されるべきものである。

よって、国においては、学校給食費無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な制度の構築を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
少子化対策担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第25号議案

### 警察官の増員を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、警察官や会計年度任用職員を増員し、パトロールや取締りの強化などに努めてきた。また、全国最多を誇る自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、関係機関及び団体との協働による事件・事故の抑止対策を推進している。

こうしたことにより、令和5年の刑法犯認知件数は過去最多であった平成16年と比較して約4分の1の49,653件となり、人身交通事故件数も長期的には減少傾向を示しているなど、県内の治安回復傾向は継続している。

しかしながら、犯罪の種類ごとの認知件数を見ると、殺人、強盗をはじめとする重要犯罪は全国3位、侵入窃盗をはじめとする重要窃盗犯は全国1位、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は全国4位であるなど、全国的に見て、本県の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

他方、本県警察官の負担状況を見ると、現在、本県警察官1人当たりの人口負担は全国1位の636人である。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数も4.31件と全国1位であり、サイバー空間の脅威への的確な対処、ストーカー・DV・行方不明・児童虐待事案等の人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺をはじめとした組織犯罪の撲滅、交通事故防止対策の推進、要人に対する警護等の強化、テロ・災害等緊急事態への的確な対処等、様々な課題に対処する警察官が不足している現状にある。

今後も、事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠である。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、いまだ警察官の過重負担が深刻な本県に対して、なお一層の警察官増員を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国家公安委員会委員長

様

原案可決

## 警察車両の充実強化を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、人的基盤を強化し、パトロールや取締りの強化などに努めると共に、自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、官民一体の犯罪抑止活動を推進している。

しかしながら、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数は、令和4年から増加に転じ、本年も自転車盗等の街頭犯罪が多発傾向にある。

また、特殊詐欺は、令和3年から3年連続で被害額が増加しており、全国的に見て、本県の治安情勢は厳しい状況にある。

現在、本県警察官1人当たりの人口負担は636人、同じく刑法犯認知件数も4.31件といずれも全国1位であり、多様化する警察事象に対応する警察官が不足している現状にある。

今後、将来に亘って、事件・事故を減少させ、県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、人的基盤の強化と共に事件事故への早期対応に欠かせない警察車両の充実強化が求められる。

警察法第37条及び同施行令第2条では、警察車両の購入に必要な経費は国庫が支弁すると規定されているが、本県の県費警察車両の数は約4割を占めている。

また、警察車両購入費は、世界的な物価高の影響、安全装置の義務化、地球温暖化対策に対応したハイブリッド車等の低公害車の導入のため、1台当たりの単価が上昇しており、県費支出は、さらに大きくなるが見込まれる。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢及び県費支出が高い現状を踏まえ、警察車両の充実強化を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国家公安委員会委員長	

原案可決

## 地方税源の偏在是正を求める意見書

地方税は、地方自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを提供する上で、最も重要な基盤である。

また、税源は地域的に偏在することなく普遍的に存在し、景気変動に左右されず安定して税収が確保されることが重要である。

令和4年度地方財政状況調査によると、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、都道府県の平均92.6%に対して、東京都は79.5%と突出して低く、自由に使える財源が潤沢な状況にある。また、普通交付税の算定における令和5年度の東京都の財源超過額は1.6兆円に上り、令和2年度と比べて0.4兆円増加している。

平成20年度以降、累次の是正措置が講じられてきたが、人口・経済の一極集中に加え、近年の電子商

取引の普及・拡大で、本社が多く所在する東京都に税収が一層集中する構造が生じていると考えられている。

このような中、財政力の豊かな東京都は、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付や高校授業料実質無償化における所得制限撤廃等様々な分野において独自の施策を行っている。

結果として、地方自治体間の住民サービスは格差が拡大し、持続的な経済成長や地域社会の自律的発展の妨げにもなっている。

地方自治体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小していくことは、国の責務である。

よって、国においては、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣 } 様

原案可決

議第28号議案

## 多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応に向けた地方公務員法等の改正を求める意見書

少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化している。

複雑化・高度化する行政課題の解決に向けた人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでなく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠である。併せて、柔軟な働き方への対応も必要である。

近年、少子高齢化による生産年齢人口の減少の影響等から、官民を問わず人材確保が困難になっており、人材獲得競争は更に激化すると見込まれている。総務省の調査によれば、令和4年度の地方自治体の採用における競争試験の競争率は5.2倍と過去30年で最低となった。また、一般行政職の普通退職者は1万2千人を超え、10年間で倍増している。

民間では、雇用制度が大きく変化しており、新卒一括採用中心で人に仕事をつけるメンバーシップ型雇用から、企業が職務内容を明確化した上で、一人ひとりが自らのキャリアを選択するジョブ型人事の導入が進んでいる。

このような状況下において、複雑化・高度化する行政課題に対応すべく、優れた人材を確保していくためには、地域の実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができるよう地方自治体において裁量権のある制度の確立が必要であるが、地方公務員法等により一定の制約がある。

例えば、ジョブ型の給与制度や地方自治体独自の手当、業務時間や業務遂行手段を労働者の裁量に委ねる裁量労働制を採用することはできない。

よって、国においては、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応に向けた地方公務員法等の改正を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

様

原案可決

議第29号議案

## 義務教育段階における通信制課程の導入等を求める意見書

高等学校の通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化された。近年では、勤労青年だけでなく、不登校や自由な学びへの志向など様々な事情をもつ生徒に教育機会を提供しており、生徒数も大幅に増加している。通信制では、多様なメディアを通じて、学習時間や時期、方法を選択して、自分のペースで学ぶことができる。

一方で、義務教育段階においては、一人一人の特性や状況等をきめ細やかに理解し指導を行い、対話的、協働的学びを重視しており、通信制課程については、義務教育の質の確保に影響があることから、戦後の学制移行期で中学校に通えなかった人を対象とした一部の例外を除き認められていない。

令和4年度の文部科学省の調査によると、小中学校における不登校児童生徒数は過去最多の約29万9千人に上り、在籍児童生徒の3.2%を占めている。

不登校児童生徒にとって、自らのペースで学びを続けることができることは重要であり、通信制課程の導入は、こうした教育機会の確保をするうえで、重要である。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、義務教育段階でもオンライン教育が大きく進展した。さらに、最先端のデジタル技術を活用することで新たな個別の学びが可能となり、また、これらの学びと教室の授業を組み合わせることも可能となっている。

通信制課程が一部を除き認められていない義務教育段階において、通学と通信のそれらの良さを融合させた学習の仕組みを制度化し、導入していくことも必要である。

よって、国においては、義務教育段階における通信制課程の導入等のために必要な対応を行うとともに、必要な経費を支援することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
デジタル大臣  
規制改革担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決



# 請願の審査結果

令和6年6月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委員会名	継続分	新規分	合計	審査結果									摘要	
				採択	趣旨採択	執行部への送付		不採択	継続審査	返戻	審議未了	合計		
						(要)	(否)							
議会運営 企画財政 総務県民生活 環境農林 福祉保健医療 産業労働企業 県土都市整備 文教 警察危機管理防災		1	1						1				1	
合計		1	1					1					1	

## 福祉保健医療委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
2	埼玉県独自の「介護職員・介護支援専門員等への処遇改善事業の実施」を求める請願書	東京民医連労働組合健和会支部福祉分会 執行委員長 有賀 隆人	不採択

# 陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者
1	6.3.27	「浦和大火後の復興事業」と「埼玉県浦和耕地整理組合」のその後について、不正確で信憑性を欠くとして、1次史料を用いた再検証を求める陳情	個人
2	6.5.16	ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議を求める陳情	個人
3	6.5.27	未認識の犯罪「集団ストーカー・テクノロジー犯罪」の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶を求める陳情	東京都八王子市暁町1丁目30番9号 サン・マリーナ310 特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan 理事長 押越 清悦
4	6.6.14	戸籍のマスクングで新氏名も隠せるように制度改善を求める陳情	個人
5	6.6.14	被害者の生涯にわたって負担と手間を押し付ける支援措置制度の改善を求める陳情	個人

6	6.6.14	家族法に関する陳情	個人
7	6.6.17	県営住宅条例の機能不全に対する迅速な対応策の整備を求める陳情	個人

# 閉会中における特定事件一覧表

(令和6年6月定例会)

<p>(議会運営委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 9月定例会会期予定について</li> <li>2 9月定例会の質疑質問について</li> <li>3 議会に関する条例、規則に関することについて</li> <li>4 特別委員会の設置及び変更に関することについて</li> <li>5 委員の選任及び所属変更に関することについて</li> <li>6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について</li> <li>7 報道機関の取材に関することについて</li> <li>8 その他議会運営に関することについて</li> </ol>	<p>(環境農林委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全対策の推進について</li> <li>2 廃棄物対策について</li> <li>3 自然の保護及び緑化対策について</li> <li>4 地球環境の保全の推進について</li> <li>5 農林水産業の振興について</li> <li>6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について</li> <li>7 農林水産物の品質及び安全性の確保について</li> <li>8 農林災害対策について</li> <li>9 農村の生活環境の整備について</li> <li>10 農林水産業関係団体の指導について</li> <li>11 試験研究機関の整備について</li> </ol>	<p>(県土都市整備委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路事業の推進について</li> <li>2 河川事業の推進について</li> <li>3 ダム及び砂防事業の推進について</li> <li>4 公共用地の取得及び管理について</li> <li>5 建設工事の管理について</li> <li>6 都市計画行政の推進について</li> <li>7 公園の整備及び管理について</li> <li>8 土地取引の適正化について</li> <li>9 建築行政の推進について</li> <li>10 住宅行政の推進について</li> <li>11 営繕事業の実施状況について</li> <li>12 さいたま新都心の整備について</li> <li>13 下水道の整備及び管理について</li> </ol>
<p>(企画財政委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県行政の総合的企画及び調整について</li> <li>2 歳入の確保について</li> <li>3 行政改革の総合的な推進について</li> <li>4 行政組織及び定数管理について</li> <li>5 情報化の推進について</li> <li>6 地方分権の推進について</li> <li>7 市町村行財政の充実について</li> <li>8 地域の総合的な整備の推進について</li> <li>9 土地及び水政策の総合的な推進について</li> <li>10 交通政策の推進について</li> <li>11 公金の出納・保管状況について</li> </ol>	<p>(福祉保健医療委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設の整備拡充について</li> <li>2 社会保障制度の充実について</li> <li>3 児童福祉の推進について</li> <li>4 高齢者福祉の推進について</li> <li>5 障害者福祉の推進について</li> <li>6 健康の保持・増進体制の充実について</li> <li>7 疾病の予防・治療対策の推進について</li> <li>8 地域医療体制の整備拡充について</li> <li>9 環境衛生・食品衛生の推進について</li> <li>10 医薬品などの安全対策の推進について</li> </ol>	<p>(文教委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育の充実について</li> <li>2 高等学校教育の充実について</li> <li>3 特別支援教育の充実について</li> <li>4 生涯学習の推進について</li> <li>5 学校保健教育・体育の充実について</li> <li>6 文化の振興と文化財の保護について</li> <li>7 人権を尊重する教育の推進について</li> <li>8 国際理解教育の推進について</li> <li>9 情報教育の推進について</li> <li>10 環境教育の推進について</li> </ol>
<p>(総務県民生活委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の待遇改善について</li> <li>2 情報公開制度の施行状況について</li> <li>3 政治倫理について</li> <li>4 私学の振興について</li> <li>5 県税に関することについて</li> <li>6 県有財産の管理状況について</li> <li>7 入札・契約制度について</li> <li>8 県営競技事業の施行状況について</li> <li>9 広聴広報について</li> <li>10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について</li> <li>11 人権施策の推進について</li> <li>12 男女共同参画の推進について</li> <li>13 県民文化の推進について</li> <li>14 国際交流の推進について</li> <li>15 青少年対策について</li> <li>16 スポーツの振興について</li> <li>17 消費生活の安定・向上について</li> <li>18 交通安全対策について</li> <li>19 防犯のまちづくりの推進について</li> </ol>	<p>(産業労働企業委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について</li> <li>2 労使関係の安定確立対策について</li> <li>3 職業能力開発体制の整備拡充について</li> <li>4 雇用対策の推進について</li> <li>5 商工業の振興について</li> <li>6 中小企業金融対策について</li> <li>7 産地産業の振興について</li> <li>8 観光資源の利用促進について</li> <li>9 商工関係団体の指導について</li> <li>10 試験研究機関の整備について</li> <li>11 科学技術の振興について</li> <li>12 工業用水道事業の実施状況について</li> <li>13 水道用水供給事業の実施状況について</li> <li>14 地域整備事業の実施状況について</li> </ol>	<p>(警察危機管理防災委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政の総合的企画及び調整について</li> <li>2 警察官定員の増加と待遇改善について</li> <li>3 警察施設の整備と管理運営について</li> <li>4 生活安全活動体制の充実について</li> <li>5 地域活動体制の充実について</li> <li>6 刑事警察の強化について</li> <li>7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて</li> <li>8 消防及び防災の強化について</li> <li>9 危機管理の強化について</li> </ol>

# 閉会中の委員会活動

## [目 次]

[視 察]	頁
議会運営委員会 常任委員会	50
企 画 財 政	51
総 務 県 民 生 活	53
環 境 農 林	54
福 祉 保 健 医 療	55
産 業 労 働 企 業	57
県 土 都 市 整 備	59
文 教	60
警 察 危 機 管 理 防 災	62

## [視 察]

### 議会運営委員会

1 調査日 令和6年5月20日(月)～21日(火)

2 調査先

- (1) 福井県議会(福井県福井市)
- (2) 富山県議会(富山県富山市)

3 調査の概要

(1) 福井県議会

(議会運営について)

[調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 議会の政策立案機能の強化や若者の政治参加の拡大を図り、開かれた議会づくりを推進する必要がある。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 福井県議会では県民に開かれた議会づくりに向け、県民との意見交換会の開催やふくい高校生県議会の取組を実施している。
- 意見交換会については、令和元年度から毎年開催しており、年度ごとにテーマを設定し、それぞれのテーマに沿った県民の方々との対談を実施している。
- ふくい高校生県議会は、平成27年の選挙権年齢の18歳以上への引下げを受け、次世代を担う高校生に県議会議員の活動を実体験してもらうことで、県議会や議員を身近に感じてもらうことを目的に、議会改革検討会議で開催を決定し、原則毎年開催している。

[調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 意見交換会の令和5年度のテーマは、①一次産業の課題、②子育て支援とし、①一次産業に従事する女性、②子育て世代との対談をそれぞれ実施した。この取組の様子をSNSやテレビ広報番組、YouTube動画で紹介し、議員・議会活動の理解促進につなげている。また、具体的な成果として、意見交換会で県民から頂いた御意見を、議員が本会議での質問に盛り込むなど、県民の声を実際に県政に届ける役割を果たしている。
- ふくい高校生県議会の実施方法として、毎年夏休み期間中の8月上旬に、応募のあった高校の中から4校程度が参加し、議員が委員長役、副委員長役を担い、高校生の質問に関係課長等が答弁する形式としている。
- 毎年上限を上回る多くの高校から応募を頂いており、参加した高校生からは、「福井県を良くしたいと思う気持ちが強くなった」、「県政に対する関心が高まった」、「県議会や議員が身近に感じられるようになった」などの感想を頂いている。
- また、本会議等における議員の質問に高校生の提案が盛り込まれる場合もあり、次年度の予算や計画等に反映されるなど、自身の考えが実際に県政に反映されたという経験を通して、高校生の政治参加意識の醸成等に寄与している。
- 課題としては、参加者以外の生徒への波及効果をどのように高めていくかにあると考えている。今年度からは、参加している学校で、模擬委員会の様子をネットで見られるように計画しており、今後もより波及効果を高められる取組を検討していく。
- このほか、北陸新幹線延伸に伴う県議会の審査経緯や県政調査チームの取組、議会運営全般に関して詳細な説明を受けた。



福井県議会にて

#### ■ 質疑応答

- Q 教員の働き方改革が叫ばれる中で、学校等を巻き込みながら高校生議会を実施するには大変な御苦勞があったと予想するが、現場の反応は

どうか。

A 当該取組は、県・教育委員会・議会の共催で実施しており、働き方改革の視点を踏まえながらも、特に学校の先生方にはこの事業に極めて積極的に関わっていただいております、そういった協力の下で運営されている。

## (2) 富山県議会

(議会運営について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 令和5年度に設置された埼玉県議会だよりに係る広報検討会において、紙面の見直しとインターネットの活用や県議会だよりを活用した大学生と県議会議員による意見交換会の開催等の提言が出されるなど、魅力的な議会広報の在り方について検討が進められている。こうした中で、先進的な議会広報等の取組を視察し、本県の参考とする。

### ■ 視察先の概要と特色

- 富山県議会では、平成30年度の「議会改革推進会議」において、今後の議会活動の広報の充実について検討するため、県議会議員で構成する「広報編集委員会」の設置を決定した。
- 令和2年度に広報誌を試行的に発行し、県民の意識調査・効果検証を行った。その結果、県民、特に若年層の議会活動に対する認知度が低いことが分かったため、読みやすく、分かりやすいよう工夫した議会広報誌（TOYAMAジャーナル）を発行している。これまでの議会広報誌のイメージを一新する先進的で親しみやすいデザイン・内容は、全国的にも話題となっている。
- 実施内容としては、令和3年度から年1回発行し、県内高校生、公民館、図書館、市町村議会などの500か所に配架している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 県内の高校生約25,000人（令和5年度時点）に配布可能な部数を印刷している。
- 「広報編集委員会」において紙面構成、記事の制作等を協議・決定し、議員特集記事や質問・答弁記事については、全議員から提出された原稿を基に作成している。
- 令和6年2月定例会の質問を反映するため、今年度は7月発行を予定している。
- 成果として、「TOYAMAジャーナル」についてアンケートを実施したところ、ターゲットとしている若者から「読みやすかった」や「役に立った」など、高い評価を得られた。また、一般社団法人日本地域情報振興協会が実施する

「日本地域情報コンテンツ大賞」において、2年連続で優秀賞を受賞している。

- 総アクセス数や閲覧数、議員ごとのリンクへのクリック回数などの統計も取得可能であり、実績にこだわった運用を実施している。

## 企画財政委員会

1 調査日 令和6年6月5日（水）～6日（木）

2 調査先

- (1) いいづなコネクトEAST（長野県飯綱町）
- (2) 長野県庁・信州地域デザインセンター（長野県長野市）

3 調査の概要

- (1) いいづなコネクトEAST  
(地域活性化の取組について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 人口減少・高齢化が進む中、地域資源や遊休施設等を活用し、活力ある豊かな地域づくりを推進する必要がある。

### ■ 視察先の概要と特色

- 飯綱町は、平成30年に統合により閉校した二つの小学校について、地方創生推進交付金事業を活用し、町の活性化拠点としての整備と運営体制づくりを進めることを決定した。
- 飯綱町は「しごとの創業・交流拠点」として、インキュベーション機能をメインとした多世代交流型施設（いいづなコネクトEAST）と、「体験・滞在型の都市交流等の拠点」として自然、スポーツ、健康をメインとした多様な人々等との交流人口創出型の施設（いいづなコネクトWEST）の2拠点の整備に着手した。  
同施設の運営は、令和元年5月に設立された「株式会社カンマッセいいづな」が指定管理者として実施をしている。

- 令和2年5月に整備された、いいづなコネクトEASTでは、TOPPANデジタル株式会社等が入居するオフィススペースや、コワーキングスペースのほか、シードルの醸造所やカフェも備える「食・農・しごと創り」をテーマにした創業交流施設として地域の活性化に寄与している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 施設の活用による効果として、地元企業や入居企業によるイベントの増加でにぎわいが創出され、飲食店やフリースクールが設置されたことで、住民の集える場が提供されている。また、施設をきっかけに町外からの訪問者も増えている。

- 今後の新たな取組として、3階部分を改修し新たなテナント企業の募集、またテレワーク専用の部屋を設け、町での新たな就業機会の提供にもつなげるほか、町に「新しいしごと」を生み出すためのプロジェクトとして各種講座を開催するなど、しごと創りの支援を実施している。
- 中長期的なビジョンとして、施設利用率をアップさせる取組を進め、町からの指定管理料に頼らない運営を目指し、更なるにぎわいの創出を図り、企業を誘致するなど新たな仕事を生み出す施策を推進していく。

#### ■ 質疑応答

- Q 財源は補助金などを活用しているのか。
- A 整備に当たっては、地方創生推進交付金事業を活用しているが、運営に係る指定管理料は一般財源である。
- Q 若者が多く参画しているが、どのような経緯で集まっているのか。
- A 「いいづな若者会議」というプロジェクトで、まちづくりに興味のある若者が集まり、アイデアを出し合い、企画を実行している。今年度は、活用されていないプールをスケボーパークに生まれ変わらせるプロジェクトを進めている。



いいづなコネクトEASTにて

## (2) 長野県庁・信州地域デザインセンター (SDGsの推進について)

### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、多様なステークホルダーとの協働を通じて埼玉版SDGsを推進する必要がある。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 長野県では、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」にSDGsの理念を反映した基本目標「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を掲げ、その実現を目指した取組を推進している。その施策は都道府県SDGs認知度ランキングで第1位となるなど評

価されている。

- 代表的な取組として、平成31年に全国に先駆けた企業登録制度「長野県SDGs推進企業登録制度」の創設や、都道府県初となる「気候非常事態宣言」を行い、「長野県ゼロカーボン戦略」を策定した。
- また、公共・民間・大学等のパートナーシップで「信州地域デザインセンター(UDC信州)」を開設し、広域的な視点、多様な視点、専門的な視点で市町村のまちづくりを支援している。

### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 長野県は、平成30年に全国に先駆けてSDGsの理念を組み込んだ総合計画を策定したほか、「SDGs未来都市」に他の28自治体と共に全国で初めて国から選定を受けた。また、令和2年には、東京に次いでグリーンボンドを発行するなど、先進的な取組を推進してきた。
- その取組の一つとして、UDC信州を設立した。これは、まちづくりの専門化、高度化、多様化が進む一方で、職員数や予算に限界がある市町村単独では対応が困難であったため、県が主体となり、公・民・学の連携でまちづくりをサポートする広域型支援を目指した組織である。
- 市町村と共に解決策を探る伴走型の支援が特徴であり、公有地活用や市街地再生に関するものを中心に、34市町村から59件の相談を受けている。(令和6年3月時点)

#### ■ 質疑応答

- Q 長野県がSDGsの推進に力を入れている背景は何か。
- A 総合5か年計画を策定する際、世界的にSDGsが注目されている時期であった。長野県も環境を強みにしており、SDGsの考え方と本県が目指す方向が一致していたため、5か年計画にSDGsを反映し、取組を推進した。
- Q 複数の市町村にまたがる広域的なまちづくりの取組はどう支援しているのか。
- A 全体の調整を行うなど、ハブ機能としての役割をUDC信州が担っている。統一的な方向性の下、各市町村は自身のエリア内で、主体性を持って施策を推進している。
- Q UDC信州は、アドバイザーなどソフト面の支援が中心とのことであるが、今後、ハード面の支援を実施していくのか。
- A UDC自身が助成をすることは難しいが、活用することができる関係部局の交付金や補助金を紹介するなどの支援を実施している。

## 総務県民生活委員会

1 調査日 令和6年5月28日(火)～29日(水)

2 調査先

- (1) 中京大学豊田キャンパス(愛知県豊田市)
- (2) 岐阜県庁(岐阜県岐阜市)

3 調査の概要

(1) 中京大学豊田キャンパス

(スポーツ科学拠点施設について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- スポーツ振興施策を進める上で、スポーツ科学の知見を活用したアプローチが必要とされているものの、予算や人材確保の面で課題があり、科学的エビデンスに基づくアスリート支援はごく一部に限られている。アスリートを支援し、スポーツ科学の知見を活用できる環境の整備が急務となっている。

### ■ 視察先の概要と特色

- 中京大学豊田キャンパスにはスポーツ科学部が設置されており、約43ヘクタールの広大な敷地内には、22の屋内、屋外スポーツ施設が集積している。
- ほかに、多数の研究施設、設備やサポート施設等、多彩かつ最先端の設備が整っており、研究施設での科学的な分析をスポーツ施設での実践に生かし、多彩なサポート施設で更なる能力の向上、強化を図るなど、理想的な好循環を生み出している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 同大学ではクラブ活動を課外活動ではなく教育活動の一環として位置付けており、人、モノ、金、情報など様々な分野で支援している。
- 安全性の向上やスポーツを通じた学生の成長を促す存在として、指導者の確保を重要視しており、教職員に加え専門的な知識を持った外部指導者とクラブ側の要望に応じて業務委託契約を取り交わすことで、適切な人材確保体制を築いている。
- 各連盟公認のスポーツ施設のほか、水深3メートルから標高3,000メートルまでの気圧環境を再現できる気圧トレーニング室や身体運動の動作解析を行うことができるバイオメカニクス実験室、泳ぎ手のエネルギー消費量の測定や全方位からの動画撮影が可能な回流水槽等、全国的にも珍しい研究施設、設備が数多くある。
- また、専門医による保険診療が受診できる保健センターやアスレチックトレーナーが常駐しているリコンディショニングルームがあり、け

がの予防、治療、現場復帰という全ての段階でアスリートを支援する体制を整えている。

### ■ 質疑応答

Q スポーツ施設の更新について、どのように考えているのか。

A 中京大学長期計画の中で、施設の新設や保全に関する整備計画を策定しており、当該計画に基づき整備をしている。

Q 学外組織との連携について、具体的にどのような連携を行っているのか。

A 豊田市やトヨタ自動車、地元のスポーツクラブ等と連携してスポーツコンソーシアムを立ち上げており、本学からはスポーツ教室への講師の派遣、豊田市からは財政的な支援など、地域スポーツの推進と活性化のため相互に協力している。また、愛知県とは体育・スポーツ振興に関する協定を締結しており、施設の相互利用や次世代アスリートの発掘、育成、強化に関して協力している。

Q 外部資金を獲得する仕組みはどうか。

A スポーツ全般や大会全般、特定のクラブなどに用途指定した寄付金を募っており、学園100周年記念など外部に情報発信する際に積極的にPRしている。

(2) 岐阜県庁

(県庁舎の再整備について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 本県の本庁舎は築70年を超え、老朽化、狭あい化、分散化などの様々な課題を抱えているため、DX、利便機能、危機管理、脱炭素化など、再整備に当たり将来の県庁舎の在り方を多角的、複合的な視点で検討する必要がある。

### ■ 視察先の概要と特色

- 旧岐阜県庁舎は、建物や設備機器の老朽化により維持修繕費が年々高騰していたほか、執務環境や環境への配慮、セキュリティ、災害対策機能、県民の利便性等、様々な課題を抱えていた。
- 新庁舎は、オープンフロアやビルエネルギー管理システム、セキュリティゲートなど、通常建築物の1.5倍の耐震性能等を備えるだけでなく、県民ホールやギャラリー、展望ロビー等、県民の利便性向上や地域の魅力発信等の機能も有している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 平成23年6月定例会において、知事から県庁舎の再整備に向けた基金の積立てに関する答弁がなされ、これを機に県庁舎の再整備に関する議論が始まった。

- その後、平成25年度から基金の積立てを開始し、平成26年度からは学識経験者等からなる有識者会議が開催された。さらに平成27年度には、県議会の中に再整備の在り方について協議する特別委員会が設置され、議論が進んでいった。
- 再整備の方法については、その場での建替えや改修の場合は、仮設の庁舎が必要になることや改修しても狭あいの問題は根本的に解決しないこと、災害対応等の面から県警察本部庁舎と同一敷地内であることが非常に重要であること等の観点から、旧庁舎と同一敷地内に建て替えるという判断に至った。
- 新庁舎について職員からは、オープンフロアのため他部局の職員とコミュニケーションを取る機会が増えた、フロア中心部に多目的スペースがあるため打合せを速やかに実施できるようになった等の声が上がっている。また、県民からは、展望ロビーやギャラリーができたことで、県庁に来るきっかけや、身近なものとして感じられるようになった等との評価を頂いている。

#### ■ 質疑応答

- Q エレベーターの前を横切るように敷設されている誘導ブロックについて、2か所隙間が空いていた。ほかのフロアでも隙間が空いている誘導ブロックが見受けられたが、どのような意図があるのか。
- A 車いす利用者が誘導ブロックに乗り上げることなくスムーズにエレベーターに乗れるよう、両輪の幅に合わせて隙間を空けたものである。誘導ブロックには連続性も必要であるため、目の不自由な方々の御意見も伺いながら、隙間は15センチ程度とした。
- Q エレベーターでの移動が多くなると思うが、地震の際の対応はどうか。
- A 遠隔監視システムが導入されており、震度5弱程度であれば、安全性や異常がないか確認され次第、自動で運行が再開される。



岐阜県庁にて

## 環境農林委員会

- 1 調査日 令和6年6月5日(水)～6日(木)
- 2 調査先
  - (1) 株式会社サラダボウル (アグリサイト) (山梨県北杜市)
  - (2) サンデンフォレスト (群馬県前橋市)
- 3 調査の概要
  - (1) 株式会社サラダボウル (アグリサイト) (農業DXの推進について)

#### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 基幹的農業従事者の減少等が進む中で、社会の変化に的確に対応しつつ、儲かる農業を推進するには、デジタル技術の活用を前提に、経営の高度化や生産から流通・加工、販売等の変革を進め、生産性の向上を図ることが重要である。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 「農業の新しいカタチを創る」という理念の下、経営マネジメントを農業に取り入れることで、徹底した品質管理と生産管理を行い、高品質の野菜の安定供給を実現している。
- 世界でも最先端の統合環境制御型大規模グリーンハウスを運営し、トマトを中心に農産物の生産・販売を行っており、先進的な手法や技術を駆使して、高収益化や効率化、職場環境の改善など、様々な農業ビジネスモデルの変革に取り組んでいる。

#### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 日本全国に世界最先端の大規模農場を展開している。仕様は大きく変わらないが、整備する年度によって、その時々新しい技術を追加するとともに、効果がないと判断したものは除くことで最適化を図っている。
- 5分おきに計測される40項目を超える栽培データ、環境データをモニタリングし、圃場を管理することで、光合成を最大化して収量・単価の向上を実現している。
- 全国の栽培データ、環境データを遠隔でモニタリングできる体制を整え、ベテランの栽培管理者が遠隔地にいる若手の栽培担当者を支援している。
- ほぼ全ての農場で通年生産、供給を実現するとともに、高品質・4定(定時、定量、定質、定価格)を実践しており、こうした取組が取引拡大につながっている。

#### ■ 質疑応答

- Q 農業DXを推進する上で、導入コストが課題になると思うが、コストを適度に抑えながら効



果が見込める、汎用性の高い技術はあるか。

A 一概には言えず、どう使うかによって全く違う結果になる。今は、業務の一部がデジタル化されるだけのデジタイゼーションから経営そのものがデジタル化されるデジライゼーションへの過渡期にある。前者の段階では、便利になるだけで利益につながるわけではないため投資しづらいが、後者の段階では、投資対効果が得られやすく、革新的な風景が広がってくる。

Q 人材育成について、従業員の自主性を引き出す農業を推進していると思うが、コツはあるか。

A 給与や労働環境を良くしても、ただ満たされるだけで、モチベーションにはつながらない。達成感や充実感、自己成長があつてこそやる気につながるため、その点を用意できるかどうかが重要だと認識している。一方、この先を見据えた時、「人を育てる」のではなく、「人を育てられる人を育てる」ことこそ取り組まなければならないと思い、これを当社の人材育成における一つの目標としている。



株式会社サラダボウル（アグリサイト）にて

## (2) サンデンフォレスト

（ネイチャーポジティブの実現に向けた取組について）

〔調査目的〕

### ■ 本県の課題

○ 生物多様性の保全・回復に当たっては、県、市町村、企業、NPO等の団体及び県民など多様な主体が連携・協働し、それぞれの役割分担の中で取組を進めることが重要である。

### ■ 視察先の概要と特色

- カーエアコンなどを製造するサンデン株式会社が、環境共存型の工場を目指し、2002年に開設した赤城山の南麓にある事業所である。
- 事業所及び周辺地域での在来種や希少植物の保護の推進、生物が多く住める緑地の保全に取り組むとともに、様々な環境活動を通じ、生物多様性の保全に取り組んでいる。

〔調査内容〕

### ■ 聞き取り事項

- 開設当時、民間で初となる、自然生態系が復元するよう整備する工法「近自然工法」を用いて大規模造成し、荒廃した森林や農地だった土地の半分を森林・緑地に、半分を工場として整備した。標高に合う植樹をしたり、造成前に土壌の上部を集め、造成後に敷き直すことで、その地域の植物の種を戻すなど、様々な工夫をしている。
- 森は一様ではないため、ゾーンごとに将来像を設定し、生物のモニタリング調査をすることで、適切に管理できているか判断している。
- 環境教育の場として校外学習を受け入れ、授業で学んだことを実体験できるプログラムを用意している。また、主催プログラムとして、例えば、ザリガニを釣ってもらうイベントを開催し、外来種問題の普及啓発と併せて外来種駆除も兼ねた取組を実施するなど、森の管理を一般の方々につなげていくよう意識している。
- 2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する目標に向けて「生物多様性のための30by30アライアンス」に、2022年4月から参画し、2023年度には、環境省から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として「自然共生サイト」に認定されている。

### ■ 質疑応答

Q 猪や鹿などの野生動物による被害は出ていないか。

A 車との接触はないが、目撃情報があった場合には、「自然だから仕方がない」ではなく、パトロールの強化や、従業員が見て安心できるような場所への捕獲檻の設置など、どのような対策が取れるかは十分に留意して対応している。

Q 自動車部品専門メーカーであるサンデン株式会社において、生物多様性の保全に係る取組をどう位置付けているのか。

A 当社の顧客の大半であるヨーロッパメーカーは、環境に対する意識が高く、商権獲得においても重要な要素となる。その意味において、サンデンフォレストにおけるネイチャーポジティブの取組には価値があり、そうした環境で製造される製品はシンボリックなものとなるため、ビジネスにおいてもチャンスと捉えている。

## 福祉保健医療委員会

- 1 調査日 令和6年5月28日（火）～29日（水）
- 2 調査先

- (1) 名古屋大学医学部附属病院（愛知県名古屋市）
- (2) てんぱくプレーパーク（愛知県名古屋市）

### 3 調査の概要

#### (1) 名古屋大学医学部附属病院

（看護人材の確保及び離職防止の取組について）

〔調査目的〕

##### ■ 本県の課題

- 高齢化による医療、介護ニーズの高まりに対応するため、看護人材の確保、定着は重要であり、対策が求められる。

##### ■ 視察先の概要と特色

- 同病院は、実稼働病床数984床を有し、1日の平均入院患者数は約730人、平均外来患者数は2,000人を超えるなど、地域の基幹病院、特定機能病院として機能を発揮している。診療体制の確保のため1,000人を超える看護師（看護助手を含む）が在籍しており、その人材確保、定着は長年の課題であり、様々な取組を行っている。
- 電子カルテ、職員の業務状況等を確認し効率化を図るシステムの導入などICTを活用するほか、看護補助者の配置や多くの職種のスタッフとの連携、職員に応じた働き方改革などのソフト面による負担軽減など、処遇改善計画も立て多方面から取り組んでいる。
- また、産学連携による協同研究や、多目的ロボットの実証実験など、「名大病院スマートホスピタル構想」を掲げ、メディカルITセンターを中心として先進技術やICTを活用した病院内の効率化、安全で安心な医療を提供する取組を始めている。

〔調査内容〕

##### ■ 聞き取り事項

- 同病院では、看護人材の確保のため、SNS等を活用した広報活動や、受験者の負担を軽減するためのWEB面接を導入し、県内外からの採用などに効果を得ている。また、働く雰囲気や働き方を良くし心理的安全性を担保するため、師長のグループワークなどを実践するようにしており、見学会においても雰囲気の良さを感じ、就職につながっている。
- 看護体制においては、安全で質の高い看護を提供することを目的に、二人一組で看護ケアや病棟内の仕事等に取り組む独自のものを取り入れており、お互いの特性を生かし協力し合い補完することで、業務的、心理的負担の軽減につながっている。
- 教育にも力を入れており、命を救うSaving lifeナース、看護管理者の育成や看護師特定行為研修講座の開催など、キャリアに合わせた支

援を行っている。

- 「患者安全ポケットガイド」というマニュアルを作成しており、緊急時や、現場で働いていて困った時に読めば対応できる内容となっている。患者の安全はもとより、組織が職員を守るためのものとなっており、安心して働ける病院づくりに取り組んでいる。
- 同病院メディカルITセンターと協同し、医療DXにも取り組んでいる。SICUでは、業務動線や看護行動を確認する位置測位システムを導入し、業務状況や内容の把握と可視化を行っている。記録業務が業務の35%と多くを占めるため、業務負担軽減や本来業務のケアを行える環境づくり、看護師の行動認識モデルの構築につなげている。

##### ■ 質疑応答

- Q 離職はどのような理由が多く、どのような対応をしているのか。
- A メンタル面、身体、ステップアップという離職理由が多い。産業医やリエゾン看護師、キャリアコンサルタントなど活用をしながら面談を行い、メンタル面での問題やキャリアへの不安を解消するようにしている。
- Q 心理的安全性の確保のため、具体的にどのような対応を行っているのか。
- A 働きやすい職場環境を整え心理的安全性を担保するため、超過勤務対策や業務の効率化などについてバランススコアカードによる目標管理を実践している。昨年度から、意見を言いやすい職場作りを行っており、各部署で話し合い各部署に合った対策を立てて取り組み、良い結果が出ている。

#### (2) てんぱくプレーパーク

（こどもへの支援について）

〔調査目的〕

##### ■ 本県の課題

- こどもが安心・安全に過ごせるよう、居場所の確保・充実、地域全体でこどもを育てる社会の構築が急務である。

##### ■ 視察先の概要と特色

- 同施設は、名古屋市の天白公園内に、全国的にも珍しい常設のプレーパークとして平成10年に開園した。NPO法人「てんぱくプレーパークの会」が地域住民を中心に民営民設で運営を行っている。
- 開園時には、「プレーワーカー」の大人が常駐しているが、指示等はせずにこどもたちを見守る存在で、木登りや火起こし、泥遊びなど、こどもたちは自分の責任で自由に遊び過ごしている。また、こどもたちが企画・運営する事業

では、こどもミーティングを行い活動内容を決めるなど、活動の中心となり自分たちの力で事業を進めている。

- 自然環境を生かした、こどもから大人までを対象にした様々な企画を行うほか、学校に行きたくないなど感じるこどもとその親に寄り添った事業も開催するなど、開かれたこどもたちの居場所、また住民の地域活動への参加の場となっている。

#### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 同施設は、助成金、寄付、自主事業収入を3本柱に、200万円から300万円の予算規模で運営されている。コロナ禍前は3本柱でバランスよく運営されていたが、コロナ禍を経て参加者の減少による事業収入の減少などバランスが崩れ、助成金も少額であるなど厳しい状況にある。今後の運営継続が危ぶまれるが、会費や寄付等に支えられ活動を継続している。
- 平日の利用は未就学児が多いが、放課後や土日など小中高生も多く遊びにきており幅広い年齢のこどもの居場所となっている。また、近隣のこどもたちだけでなく、不登校の子などを対象にした事業では、親子が外出や交流の機会と捉え、遠方から参加する方もいる。
- 継続して開園しこどもたちと毎日顔を合せることで、家庭のことや学校のことなど、こどもたちから自然と様々な話を聞くことができる。こどもを取り巻く状況を知ることができる環境となっており、支援につなげたり、虐待を予防するなど、福祉行政の窓口の機能も有している。誰もが無料で利用できる施設であることから、多くのこどもの安心、安全の場としての役割も果たしている。

#### ■ 質疑応答

- Q プレーワーカーは資格などがあるのか、また、どのような方が働いているのか。
- A 資格はない。NPO法人日本冒険遊び場づくり協会などにおいて、研修等が整備されていくのではないかとされる。採用は新聞等に広告を掲載して募集を掛けたり、人材を紹介してもらうなどしている。現在は、フリースクールでの勤務経験のある方などが活躍されている。
- Q 民設民営で行うことでのメリット、デメリットは何か。
- A 縛りがなく、住民、参加者との話し合いにより問題、課題を解決できる点がメリットである。自分の責任で自由に遊べる環境を確保するためにも重要である。デメリットは能力のあるワーカーの確保が難しい点で、確保したとしても能

力に見合った賃金が払えないため辞めざるを得ないという現状がある。こうした評価されづらい環境にあることは、こどもを育てる地域社会の弱さにつながっていくと考える。



てんぱくプレーパークにて

## 産業労働企業委員会

- 1 調査日 令和6年6月4日(火)～5日(水)
  - 2 調査先
    - (1) とちぎビジネスAIセンター(栃木県宇都宮市)
    - (2) 一般社団法人アントラズホームタウンDMO(茨城県鹿嶋市)
  - 3 調査の概要
    - (1) とちぎビジネスAIセンター(AI・IoT技術の導入支援について)
- [調査目的]
- 本県の課題
    - 県経済が将来にわたり成長・発展を続けていくため、新たな産業の育成に繋がるイノベーション支援や、企業の生産性向上に向けたデジタル化の支援が必要である。
  - 視察先の概要と特色
    - 栃木県では、「新とちぎ産業成長戦略」を策定し、多様な産業の成長による価値創造の好循環の実現を目指している。このうち「次世代産業創造プロジェクト」の施策の一つとしてとちぎビジネスAIセンターが設置されている。
    - 同施設では、企業訪問等による普及啓発や、AI等の導入を検討する企業等に向けた個別相談など、企業の状況に応じた支援を行っているほか、AI等の技術を活用した機器の体験機会を提供している。
    - また、企業を対象としたワークショップや研修講座の開催など、企業の成長に貢献できるデジタル人材の育成にも取り組んでいる。
- [調査内容]
- 聞き取り事項
    - 同施設を運営する栃木県産業振興センターで

は、各支援機関と連携し、創業から事業化・経営革新まで、きめ細やかな支援を実施している。また、同施設は県内企業におけるAI等の導入や利活用を支援するための拠点となっている。

- 同施設では、展示されている実機の体験後、その場で常駐のサブマネージャーに各企業に応じた具体的な相談（導入できる場面・価格等）を行い、次につなげることができる点が特徴の一つである。
- 課題ヒアリング、ベンダマッチング、実証・導入まで、サブマネージャーが一貫した伴走支援を行っている。
- 支援の実例として、地域コミュニティ施設において、カメラで取得した顔データをAIが解析し、来訪者数や滞在時間の集計、男女比率や年齢など来訪者属性等を分析できるシステムが導入されている。

#### ■ 質疑応答

- Q 成長戦略では、成果指標として企業のAI等を導入する事業所の割合（令和7年度末:30.0%）を定めているが、その現状について伺いたい。
- A 令和4年度現在で19.5%である。徐々にではあるが計画どおりに進んでいる状況である。
- Q サブマネージャーの役割が重要であると考えますが、どのような形でスキルアップを図っているのか。
- A 各サブマネージャーが有する基礎知識に加え、最新のセミナーに参加するなどの自己研鑽を行っている。最新のソリューションの習得や情報収集を行い、ラインナップを増やしていくことが特に重要と考えている。
- Q そもそも企業側で課題を認識できていない場合も多いと考えるが、どのような働き掛けを行っているのか。
- A その点も含めて、他企業における具体的な導入事例などを紹介することで、PRを行っている。



とちぎビジネスAIセンターにて

#### (2) 一般社団法人アントラーズホームタウンDMO (観光施策の推進について)

#### [調査目的]

##### ■ 本県の課題

- 県独自の観光資源の創出に向けた各地域の取組を支援することで、本県への誘客を促進していく必要がある。

##### ■ 視察先の概要と特色

- 一般社団法人アントラーズホームタウンDMOは、鹿行地域の5自治体や地元サッカーチームである鹿島アントラーズを含む4企業を参画団体としている。
- 同法人は、観光客誘客のための「着地型旅行事業」とDMO自走化のための「収益事業」を二本柱に、「地域の稼ぐ力」を向上させるための事業を展開している。
- 着地型旅行事業では、スポーツ合宿だけではなく、豊かな自然環境と歴史文化など地域の観光資源を生かしたプランを企画している。

#### [調査内容]

##### ■ 聞き取り事項

- 鹿行地域には、二次交通網の脆弱さ、観光資源の乏しさなどの課題がある一方、鹿島アントラーズのホームタウン、豊かな自然環境などの強みがある。この強みを生かすことで地域課題の解決につなげるため、同法人が設立された。
- 行政を構成員としたDMOは、全国的にも事例が少ない。
- 実施事業の7割から8割をスポーツツーリズムが占めている。国内だけでなく、インバウンド対策にも取り組んでおり、現地の旅行代理店と業務提携を行い、サッカーだけでなく、地域の観光資源・日本の文化の体験等を含んだプランを企画している。
- グリーンツーリズムも実施しており、今年度は試合観戦と旬の野菜等の収穫体験を組み合わせた企画の販売に力を入れている。
- 今後国内のインバウンド客が増えていくことが予想される中、法人としても新たなツーリズム事業の構築に取り組んでいきたい。

##### ■ 質疑応答

- Q 年間の運営収支を伺いたい。
- A コロナ禍の売上げは6,000万円程度であったが、徐々に回復しており、昨年度は1億2,000万程度の売上げを見込んでいる。全体の約8割がツーリズム事業による売上げであり、うち8割程度がスポーツツーリズムによるものである。
- Q DMO自ら様々な企画を実施しているが、地域の旅行事業者と競合することはないのか。
- A 法人としての事業基盤を固めている最中でもあり、まずは主導的に取り組みつつ、地域の観光事業者にも歓迎されるような形を作っていきたい。

Q インバウンド対策について、どのような地域を対象としているのか。

A 茨城県が台湾をインバウンドの重点として定め交流を深めていることもあり、問合せが増えている状況である。今後はクラブのコンネクションを活用し、東南アジアからの誘客にも力を入れていきたい。

## 県土都市整備委員会

1 調査日 令和6年6月3日(月)～4日(火)

2 調査先

- (1) 神戸市役所・みなとのもり公園(兵庫県神戸市)
- (2) 国土交通省淀川河川事務所・桂川嵐山地区(京都府京都市)

3 調査の概要

- (1) 神戸市役所・みなとのもり公園  
(都市公園の管理・運営について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 公園の管理運営においては、多様なニーズを持つ利用者や周辺住民との複雑な調整について、迅速かつ適確な対応が求められている。

### ■ 視察先の概要と特色

- みなとのもり公園では、計画段階から完成後の運営に至るまで、市民参画による公園づくりを推進している。
- 同園は、平成22年1月に開園した。平成22年3月、市民により「みなとのもり公園運営会議」が設立され、公園の日常管理・植栽管理・清掃のほか、イベントの補助、公園利用のルール・環境づくり等を行っている。
- 同会議は複数の部会を設置しており、部会の一つである「スポーツ部会」では、若者を中心とするニュースポーツ広場の利用者らが、利用ルールの作成や清掃等の維持活動を実施。ニュースポーツ広場は、多くの若者に利用され、にぎわいを創出している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 計画整備段階では、まず市が30名程度を選し、ワークショップを開催した。その後、そのメンバーによる呼び掛けにより参加した者を加えて、基本設計等を検討した。検討の中で、当初駐車場であったスペースがニュースポーツ広場になる等、実際に利用する人の意見を反映していった。
- みなとのもり公園運営会議には、約20団体が参加している。参加の条件は毎月1回の定例会議への参加と活動の報告であり、参加団体に

は施設・資材の優先的な利用を一部認めている。定例会議では、各団体の活動の報告、問題点や課題の共有、解決策の検討のほか、大型のイベントの実施に係る検討等を行っている。

- 運営会議の良かった点は、公園施設への正しい理解と愛着が生まれ、公園を大切に作る心、継続的な参画への意欲が生まれたことである。今後の課題は、メンバーの世代交代、市民参画の継続や、公園開設以後、周辺に多くのマンションが建設されたが、周辺住民の参画は少なく、今後どう関わっていただくかという点である。

### ■ 質疑応答

Q ニュースポーツの種目の決め方や、後から参加を希望する団体への対応はどうか。

A 当初は、ワークショップに参加していた方を中心に決定。その後は、希望する団体が随時参加している。参加条件は、毎月1回の定例会議への参加のみであり、出入りも多い。

Q 課題は、近隣の方の参加が少ないということだが、明確な理由はあるのか。

A 明確な理由は不明だが、検討段階で参加いただいていた方が、近隣住民よりスポーツをしたい方がメインであった。公園周辺が街中ということもあり、地域との繋がりに興味の薄い方が多いという印象もある。

Q 公園の管理運営は有償ボランティア等が行う場合もあるが、運営会議はどのような体制で実施しているのか。

A 運営会議は予算を持たない団体であり、無償で管理運営を行っている。運営会議で決定した事項、例えば注意喚起の看板作成等については、材料費のみ市が出し、メンバーが無償で作成している。草刈りや枝打ちなどの一般的な管理は神戸市が行っている。

- (2) 国土交通省淀川河川事務所・桂川嵐山地区  
(流域治水対策について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 激甚化・頻発化する気象災害について、水災害リスクの増大に備えるためには、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

### ■ 視察先の概要と特色

- 国土交通省淀川河川事務所では、全国2位の流域人口を有する淀川水系において、国・府県・市町村一帯における流域全体での防災・減災対策を推進している。

- 令和元年東日本台風により各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、「流域人口1,100万人の『淀川市民』の命を守る治水対策の推進」と

して、淀川水系流域治水プロジェクトを推進している。

- 一般的なハード・ソフト対策に加え、水辺に親しむことを通して流域治水を考える「ミズベリング的流域治水シンポジウム@淀川」の開催や、歴史的な雰囲気や周辺施設との調和を図る「景観や利用に配慮した治水対策」の実施など、先進的な取組を多数実施している。

#### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 流域治水の本格的な実践に向け、国では特定都市河川の指定の拡大を目指している。指定による流出増対策の義務化に負担を感じている自治体もあるが、埼玉県内でも、上尾市では既に条例で500平方メートル以上の雨水浸透阻害行為の場合には流出増対策を求めているため、流域治水対策の導入として着手しやすい取組と考えている。
- 下流での氾濫を防止するために、上流に調節池、遊水池を設けるのは埼玉県でも同様だが、奈良県を流れる大和川では、地域で貯留する貯留機能保全区域の今年度中の指定に向けて検討を進めている。
- 寝屋川流域の大和川・淀川の大河川に挟まれた低地は内水氾濫が多発しており、首都圏外郭放水路と同様地下に河川を通してしている。埼玉県でも荒川と江戸川に挟まれた中川流域が類似の地形となっている。



国土交通省淀川河川事務所（嵐山左岸溢水対策箇所）にて

#### ■ 質疑応答

- Q 流域治水について、今後、住民理解をどのように進めていけばよいと考えているか。
- A 直轄河川の場合、住民との距離が遠いため、地元自治体も交えてアプローチしている。
- Q 流域治水は流域全体での治水対策ではある中で、どこかの地域に我慢してもらおうということもあると思うが、先行している近畿地方ではどのように行われているのか。

- A 郊外では、休耕地などを流域治水として買収する事例がある。都市部では、事業費はかかるが地下を活用していこうという流れがある。金銭面や工期などの問題、メリット・デメリットがあるため、一概に何が最適というものはなく選択肢は複数ある。地域ごとに治水の手法も異なるため、その中で方法を選択していく形になる。

## 文教委員会

### 1 調査日 令和6年5月29日（水）～30日（木）

### 2 調査先

- (1) 滋賀県立虎姫高等学校（滋賀県長浜市）
- (2) 石川県立図書館（石川県金沢市）

### 3 調査の概要

#### (1) 滋賀県立虎姫高等学校

（国際バカロレア認定校の取組について）

#### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 急速なグローバル化が進展する変化の激しい社会を生き抜くため、基礎的・基本的な知識や技能とともに、地球規模の課題を自ら発見し、解決に向けた行動を起こすことができる人材の育成が課題となっている。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 国際バカロレアは、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探求心、知識、思いやりを富んだ若者の育成を目的としている。
- プログラムの最終試験等の結果により合格すると、日本を含む世界125カ国以上の大学が入学資格として認めている国際バカロレアの資格が取得できるなど、大学入試での活用も広がっている。
- 虎姫高校では、日本の高校卒業資格と国際バカロレアの資格を両方取得することが可能である。授業では、探求活動、グループディスカッション等を通じて、思考、コミュニケーション、社会性などの能力・スキルを身に付けることを重視している。

#### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 滋賀県は比較的まだ人口を維持しているが、虎姫高校が位置する県北部は人口減少や少子化が進んでおり、大きな社会課題となっている。虎姫高校は以前は7クラス規模であったが、現在は5クラス規模になるなど生徒が減っている。また、県北地域から県南地域の高校に進学する中学生が増えており、進学先として選ばれるためにも学校の魅力化、特色づくりが必要であった。

- 虎姫高校の現在の教育目標と教育方針は国際バカロレアの導入を考えていく際に、職員全員で新たに考えたものであり、伝統的な校風や価値観に、新しく国際バカロレアなどの理念が反映されたものである。
- 国際バカロレアの取組の成果として、生徒からはコミュニケーションスキルや思考スキルが成長したという声が寄せられている。また、国際バカロレアの資格を取得し、国内大学だけではなく、海外大学に合格する生徒も出てきている。

#### ■ 質疑応答

- Q 公立高校の教員は異動があると思うが、国際バカロレアのプログラムに対応した教員の維持はどうしているのか。
- A 国際バカロレアの授業を担当するためには有償のワークショップを受講する必要がある。多くの先生に資格を取ってもらうように受講料等の予算措置を県が行っている。また、資格を持った教員を維持するため、異動について配慮してもらうよう県教育委員会と連携している。
- Q 生徒が国際バカロレアのプログラムに参加するための費用負担への支援はあるのか。
- A 高校の同窓会が公益財団法人を立ち上げ、国際バカロレアのプログラムを受講する生徒や経済的事情により進学が困難な生徒に奨学金給付による支援を行っている。
- Q 国際バカロレアのプログラムを行うに当たり、教員側の反応はいかがか。
- A 負担は大きいですが、生徒の成長を身近で見られるなど、各教員が魅力を感じ、やりがいを持って熱心に取り組んでもらっている。



滋賀県立虎姫高等学校にて

## (2) 石川県立図書館

(県立図書館の特色ある取組について)

[調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 人口減少時代、人生100年時代を迎える中、デジタル技術等を活用し、誰一人取り残すこと

なく、県民の学びのニーズに対応し、県民の価値を創造させ、世代など様々な境界を超えたつながりの機会を提供できるサービス展開が課題となっている。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 基本構想の要点として「県民の多様な文化活動・文化交流の場として、県民に開かれた『文化立県・石川』の新たな"知の殿堂"」を掲げている。
- 図書の貸出や閲覧だけではなく、公文書館機能・文化交流機能を一体的に整備しており、多様な活用を可能としている。
- デジタルアーカイブ「SHO SHO ISHIKAWA」を整備しており、図書館の蔵書検索や登録された画像等をwebから閲覧することができる。

[調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 基本構想実現のため、図書館の所管を教育委員会から知事部局に移管し、複合施設ではなく、あくまで図書館そのものとして公文書館機能や文化交流機能を一体的に整備している。
- こどもエリアは、もともとは安全性の観点から県立図書館に必要かという議論があった。しかし、読書離れ・活字離れが激しい昨今の状況において、本への関わりの裾野を拡大し、読者を増やす必要があると判断したことから設置した。結果として、梅雨の時期など外で遊べない時期に子供が図書館に来るきっかけとなっている。
- 文化交流エリアでは、「ものづくり体験スペース」や実際に調理ができる「食文化体験スペース」を設けており、本からのインプットのみならず、学んだ知識を実際にアウトプットすることを可能としている。

#### ■ 質疑応答

- Q 指定管理者に運営を任せることもできると思うが、県が直営している理由は何か。
- A 知事部局が文化交流の場として整備をする必要があった。また、図書館が課題解決支援のサービスを求められている中で、県民の困りごとに対して、県民ニーズを把握している県庁各課と連携するには直営が望ましいためである。
- Q 大閲覧空間が円形であるメリットは何か。
- A 大きな地震があった際に、本が一冊も落ちなかったなど、免振機能がある。また、来館者を巡らせる効果があり、来館者と本の思わぬ出会いを演出できるところである。
- Q この図書館で大切なことは何か。
- A 来館者にとって、第3の居場所、いわゆるサ

ードプレイスとして利用してもらうこと。また、多様性の実現として、様々な来館者、職員がいる中で、何らかの行動を禁止するのではなく、許容することから始めたいと考えており、様々なことができる空間を実現できるようにしていることである。

## 警察危機管理防災委員会

1 調査日 令和6年5月29日(水)～30日(木)

2 調査先

- (1) 京都府警察本部(京都府京都市)
- (2) 堺市総合防災センター(大阪府堺市)

3 調査の概要

(1) 京都府警察本部

(警察本部の新庁舎について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 本県の警察本部は合同庁舎にあり、また複数の庁舎に分散しているため、セキュリティの確保や、機能性・効率性の向上といった課題がある。

### ■ 視察先の概要と特色

- 京都府警察本部は令和2年に新庁舎に移転した地上6階、地下2階建ての独立庁舎である。
- 新庁舎は、災害対策拠点となる警察本部として、大規模な地震に対しても主要機能が確保できるように免震構造を採用した。
- 旧庁舎にはなかったセキュリティシステムゲートを導入することによりセキュリティ機能を強化し、また深いひさしと腰壁により、防犯性確保と地上からの視線制御を両立した建物構造となっている。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 新庁舎建設前の警察本部は旧本館、旧別館、110番指令センターの3庁舎に分散していた。旧本館は、昭和2年建設の建物(建替え当時は日本最古の警察本部)で耐震性能が低く、また別館についても耐震性能が著しく低い状況にあり、地震発生時の対応に大きな懸念があった。
- 新庁舎は、平成26年から設計期間約3年、平成29年から工事期間約3年を経て、令和2年3月に竣工した。
- 災害対策拠点として業務継続機能を確保できるよう免震構造を採用し、貯水設備・井戸、3日間連続運転できる非常用発電機等を設けている。
- セキュリティ強化のため、一般来庁者の対応が多い部署を1階に配置し、職員が勤務するエ

リアにはセキュリティゲートを設置した。

### ■ 質疑応答

Q 分散していた機能を集約したことでどんなメリットが得られたのか。

A 組織内の意思決定がより円滑になった。

Q 設計ではどのような部分に時間を要したのか。

A エレベーターのサイズ、各部署の部屋数・配置等の調整に時間を要した。

Q 110番指令センターの設備のセキュリティはどうか。

A サイバーテロに備えてネットワークとは独立したスタンドアロン型としている。

(2) 堺市総合防災センター

(防災に関する啓発と人材育成について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 首都直下型地震や豪雨による水害等への備えとして、防災に関する啓発や人材育成の取組が求められる。

### ■ 視察先の概要と特色

- 堺市総合防災センターは、令和4年に新設され、堺市消防局が運営する啓発施設と訓練施設が併設されている施設である。
- 同センターは、消防職・団員の教育・訓練のみならず、地域の連携強化・地域防災を担う人材の育成、大規模災害時における全国からの応援部隊の集結場所や備蓄支援物資の集積配送拠点など、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上を図り、災害に強い都市の形成を推進している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- センター敷地内には、防災啓発施設、水難救助訓練棟、総合訓練棟、救助訓練棟、災害活動支援棟、屋外訓練場がある。
- 「地域の連携強化・地域防災を担う人材育成」「消防・防災力の強化」「円滑な受援体制の確立」を事業方針としている。
- 防災啓発施設では、地震体験や消火体験など、来館者のニーズに合わせた体験コースを用意している。また2か月に1度ファミリー層向けに、楽しく学べるイベントも開催している。
- 令和6年4月に地域防災の人材育成を推進する「地域担当」を同センター内に新設した。今後管轄地域の9消防署にも配置していく予定である。地域担当の業務は、地域防災力向上に向けて、技術的支援・コミュニティや関係機関との連携・教育の三つの取組を柱としている。
- これまで来館者の中心は、小学生や親子連れであったが、今後は自治会、中学生以上、管内



# 議 会 日 誌

の事業所などに狙いを広げて来館を促進していく。そのために積極的に地域に出向いてアプローチを実施するのが「地域担当」の役目である。

## ■ 質疑応答

Q 人事異動で、今まで築いた地域との関係性が崩れてしまうのではないかと。

A 先行している他都市からは引継ぎの重要性を教わった。引継ぎをしっかりと行い対応していく。

Q 地域担当はどのようにして地域にアプローチするのか。

A いきなり消防局員が行っても不信感を抱かれる。区役所職員と一緒に様々なコミュニティに積極的に顔を出して関係性を築いていく。

Q 消防団員を増やす取組はどのようにしているのか。

A 堺市の消防団は定員50人であり現在充足しているため、特段の取組は行っていないが、災害時の地域活動の一端を担っていただく消防協理事業所の募集やOB職員による災害活動支援隊の創設により有事に備えている。また、そういった背景からも地域担当を創設し、各地域における防災力の底上げも同時に行っていく。

## (本会議・委員会等)

月 日	件 名
5月20日 ～21日	委員会視察（議会運営）
28日 ～29日	委員会視察（総務県民生活） 委員会視察（福祉保健医療）
29日 ～30日	委員会視察（文 教） 委員会視察（警察危機管理防災）
6月3日 ～4日	委員会視察（県土都市整備）
4日 ～5日	委員会視察（産業労働企業）
5日 ～6日	委員会視察（企画財政） 委員会視察（環境農林）
10日	各会派代表者会議 議会運営委員会
17日～ 7月5日	6 月 定 例 会

## (その他)

月 日	場 所	件 名
4月26日	神奈川県	13都道府県議会議長会会議
5月13日 ～14日	新潟県	関東甲信越1都9県議会議長会会議



堺市総合防災センターにて



## 請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒に気兼ねなく傍聴できる親子傍聴室を設置しています。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課  
(直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



## 第20回埼玉県議会フォトコンテストの作品募集中！

埼玉県議会では、県民の皆さまに県議会をより身近で、親しみのあるものとしていただくために、「埼玉県議会フォトコンテスト」を平成18年から実施しています。

どなたでも応募できます。また、複数の応募も可能です。

### 応募上のご注意

- \* 埼玉県内で撮影された未発表のもの
- \* 令和4年1月1日以降に撮影されたもの
- \* 合成写真、組写真は不可
- \* カラー写真（セピアなどは不可）

### テーマ

	一般写真部門	モバイル写真部門
テーマA	埼玉の「四季」	埼玉の「魅力」
テーマB	自由（フリーテーマ）	

締め切り  
(必着)

11月8日(金)  
17:00

### 部門・応募方法

#### 一般写真部門…四つ切り（ワイド可） またはA4

チラシ裏面の応募用紙（コピー可）を作品の裏に貼付した上で、以下へ郵送していただくか、直接お持ちください。

チラシは県議会事務局や各市町村などで配布しているほか、ホームページからのダウンロードも可能です。

《送付先》

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県議会事務局政策調査課 広報担当

#### モバイル写真部門…スマートフォンで撮影された画像 データ（JPEG、2～5MB程度）

以下のとおり入力し、応募作品を添付して送信してください。県議会ホームページからの応募も可能です。

宛先	s-gikai@bz04.plala.or.jp
件名	県議会フォトコンテスト応募
本文	氏名 郵便番号・住所 電話番号 年齢 作品名 撮影年月日・撮影場所 被写体の了承 撮影者と被写体との関係性 被写体の連絡先



県議会ホームページ

### 〈表紙写真〉

「第19回埼玉県議会フォトコンテスト」入選

タイトル「夏の空を駆けて」 王黎 さん撮影  
撮影場所 八潮市



昨年度実施した第19回フォトコンテストには、886点のご応募があり、審査の結果、「埼玉県議会議長賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「埼玉県議会フォトギャラリー」でご覧いただけます。



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

埼玉県のマスコット  
「さいたまっち」